

かながわ生物多様性計画

～生きものの恵みを次の世代へ～

改定素案

令和5年10月

神奈川県

目 次

目 次	2
はじめに	4
序章 生物多様性とは	5
1 生物多様性とは	5
2 生物多様性に支えられる私たちの暮らし	6
3 生物多様性の危機	7
第1章 神奈川県生物多様性の現状と課題	8
1 本県の生物多様性の背景	8
(1) 人口	8
(2) 産業構造	8
(3) 土地利用	9
(4) 地形・地質	9
(5) 気候	10
2 本県の自然環境（生態系）	11
(1) 本県における主な生態系	11
(2) 生態系に着目した県土のエリア区分	14
3 各エリアの現状と課題	15
(1) 丹沢エリア	15
(2) 箱根エリア	15
(3) 山麓の里山エリア	16
(4) 都市・近郊エリア	16
(5) 三浦半島エリア	17
(6) 河川・湖沼および沿岸エリア	17
4 外来生物による生態系への影響	18
5 生物多様性の保全を進める上での課題	19
(1) 県民の保全行動の促進	19
(2) 科学的知見の蓄積	19
第2章 生物多様性の保全をめぐる動向	20
1 国際社会の動向	20
2 国内の動向 ～生物多様性国家戦略による取組の推進～	21
第3章 生物多様性計画の基本的事項	22
1 計画策定の趣旨	22
2 計画の位置付けと県の諸計画との関わり	22
(1) 計画の位置付け	22
(2) 県が策定する諸計画との関わり	22

3	対象区域	23
4	計画期間	23
6	目標	23
	(1) 地域の特性に応じた生物多様性の保全	23
	(2) 生物多様性の理解と保全行動の促進	23
第4章 目標の実現に向けた取組		24
1	県土のエリアに即した取組	24
	(1) 丹沢エリア	24
	(2) 箱根エリア	26
	(3) 山麓の里山エリア	27
	(4) 都市・近郊エリア	29
	(5) 三浦半島エリア	30
	(6) 河川・湖沼および沿岸エリア	32
2	生物多様性の保全に資する広域的な取組	34
	(1) 広域的な緑地保全を通じた生態系の多様性の保全	34
	(2) 野生鳥獣との共存を目指した取組	52
	(3) 外来生物の監視と防除	52
	(4) 生物多様性への負荷を軽減する取組	52
3	生物多様性の保全のための行動の促進	54
	(1) 生物多様性の保全の基盤となる情報の収集と発信	54
	(2) 多様な主体による取組の促進	54
	(3) 環境学習・教育の推進	55
第5章 推進体制と進行管理		56
1	推進体制	56
	(1) 取組状況の把握と公表	56
	(2) 庁内の推進体制	56
	(3) 市町村との連携体制	56
	(4) 計画の推進に関する検討会の設置	56
	(5) 生物多様性に関する情報共有の仕組み検討	56
2	指標	57
	(1) K P I	57
	(2) 個別指標	61

はじめに

本県では、みどり*の保全・再生・創出をめざして、神奈川みどり計画（2006（平成 18）年度から2015（平成 27）年度、以下「みどり計画」という。）を策定し、みどりの量の確保と効果的な配置、みどりの質の向上を進めるための施策を進めてきました。

その後、生物多様性基本法の制定、COP10 の開催及び国家戦略の策定など、生物多様性の保全に関する動きが進展してきたことを踏まえ、みどり計画を包括的に継承し、本県における生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画として、2016（平成 28）年 3 月に、2021（令和 3）年 3 月までを計画期間とする「かながわ生物多様性計画」を策定しました（2024（令和 6）年 3 月まで計画期間を延長）。

これまで、計画に掲げた「地域の特性に応じた生物多様性の保全」と、「生物多様性の理解と保全行動の促進」という 2 つの目標に向かって取組を進め、丹沢エリアにおける自然再生事業や森林整備の推進、「生物多様性」の言葉の県民への浸透等、一定の成果は見られています。しかしながら、土地利用の変化や外来生物の侵入など、生物多様性は常に損失要因に直面しており、その保全には長期的な取組が必要となっています。

一方、2022（令和 4）年 12 月には、カナダのモン트리オールで開催された「国連生物多様性条約第 15 回締約国会議（COP 15）」第 2 部において、新たな世界目標である「昆明・モン트리オール生物多様性枠組」が採択されました。この新たな世界目標に対応するための戦略として、国は、2023（令和 5）年 3 月に、生物多様性国家戦略 2023-2030 を策定しました。

こうした動向も踏まえ、かながわ生物多様性計画を改定し、生物多様性の保全に長期的に取り組むこととします。



かながわ生物多様性計画
（平成 28 年 3 月策定）

* 「みどり」と生態系

みどり計画では、対象とする「みどり」を、豊かな自然環境を包括したものであり、個々の植物だけでなく、それらを育む水系を含めた森林や生きものの生息・生育環境として、さらには私たちの暮らしや歴史、文化とともに育まれてきた空間といった幅広い概念でとらえており、生物多様性の保全の対象となる生態系と近い概念となっています。

序章 生物多様性とは

1 生物多様性とは

生物多様性とは、生きものたちの豊かな個性とつながりのことです。地球上の生きものは40億年という長い歴史の中で、様々な環境に適応して進化し、多様な生きものが生まれました。これらの生命は一つ一つに個性があり、全て直接に、間接的に支えあって生きています。生物多様性条約では、生物多様性をすべての生物の間の変異性と定義し、「生態系*の多様性」、「種の多様性」、「遺伝子の多様性」という3つのレベルでの多様性があるとしています（図1）。このため、各地域に残された生態系をそれぞれ守っていくことが重要となります。

図1 生物多様性の3つのレベル

生態系の多様性

様々な生きものを中心に、大気、水、土壌といった環境要素*が相互に関わりながら、森林や里山、河川、海といった、1つのシステムとして機能する環境のまとまり（生態系）が多様に存在することを指します。



種の多様性

生態系を構成する種について、動植物から菌類、細菌に至るまで様々な生きものが存在することであり、気候などの環境条件や生きもの同士によって多種多様な生きものが育まれることを指します。



遺伝子の多様性

同じ種であっても地域ごとに見られる個体の形や模様、生態が異なるなど、遺伝子のレベルで多様な違いがあることです。

遺伝子の多様性は、環境への適応や種の分化といった生きものの進化に関わるものであり、その多様性の低下は、近親交配を招き環境の変化への適応できなくなるなど、地域個体群の絶滅の可能性を高め、ひいては種の絶滅の危険性が高まることを意味します。



2 生物多様性に支えられる私たちの暮らし

生物多様性は、私たちの暮らしを支える基盤となっています。

例えば、私たちの生存に欠かせない酸素は、植物の光合成により生成されたものです。また、植物による二酸化炭素の吸収や蒸散は、気温・湿度の調節にも寄与しています。

さらに、野菜や米などの農産物の多くは、野生の植物を品種改良したものであり、魚などの水産物は、海などから得られます。森林は、洪水を緩和し良質な水を育む水源かん養の働き、山の侵食を防ぎ土砂災害を軽減する働きを持っています。

これらの生物多様性が私たちの暮らしに与えてくれる恵みは「生態系サービス」と呼ばれ、ミレニアム生態系評価^{*}において、「基盤サービス」、「供給サービス」、「調整サービス」及び「文化的サービス」の4つに分類されています（図2）。

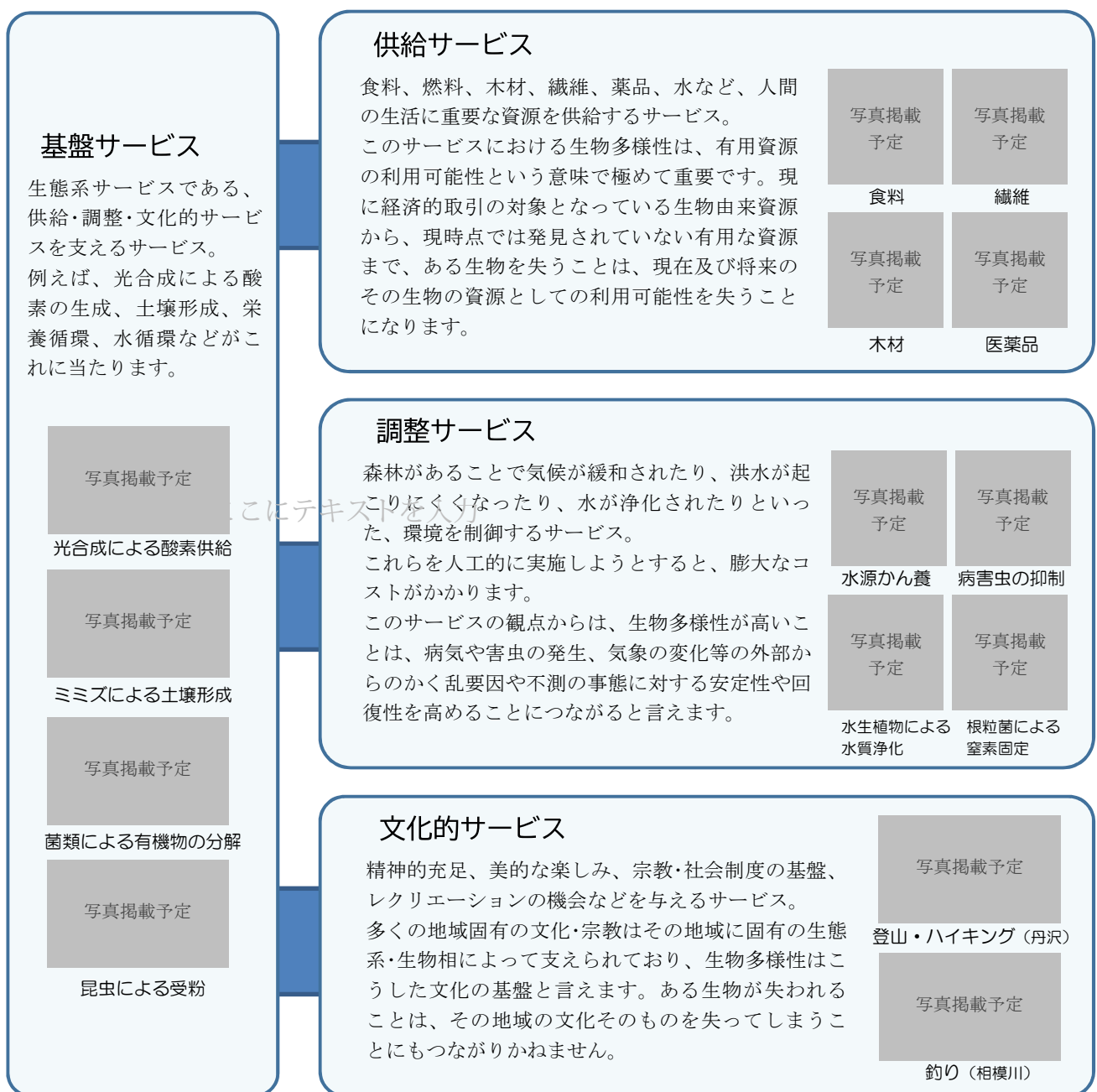


図2 4つの生態系サービス

3 生物多様性の危機

生命が地球に誕生して以来、現代は主に人間活動による影響で、生きものが最も速く絶滅している時代「第6の大量絶滅時代」と言われています。実際に、人間活動による影響が主な要因で、地球上の種の絶滅のスピードは自然状態を大きく逸脱し、たくさんの生きものたちが危機に瀕しています。

国際自然保護連合（IUCN）が2017（平成29）年に公表したレッドリスト*によると、哺乳類の2割、鳥類の1割、両生類の3割が絶滅の危機にあるとされています。

生きものの絶滅等によって引き起こされる生物多様性の劣化や消失は、生物多様性国家戦略2023-2030で「4つの危機」として整理されています（図3）。

また、その背景には、これらの危機をもたらす間接的な要因として社会経済の変化が指摘されています。さらに、それら全体には国民の社会的な価値観や行動が影響を与えています。

生物多様性の損失を止め、回復に向かわせるためには、生物多様性が直面している「4つの危機」に対処することと同時に、この「4つの危機」を引き起こす社会の価値観と行動を変えなければなりません。そのためには、社会を構成する一人一人が生物多様性の重要性を理解し行動するとともに、企業による事業活動等に生物多様性や自然資本の考え方が組み込まれることが必要です。

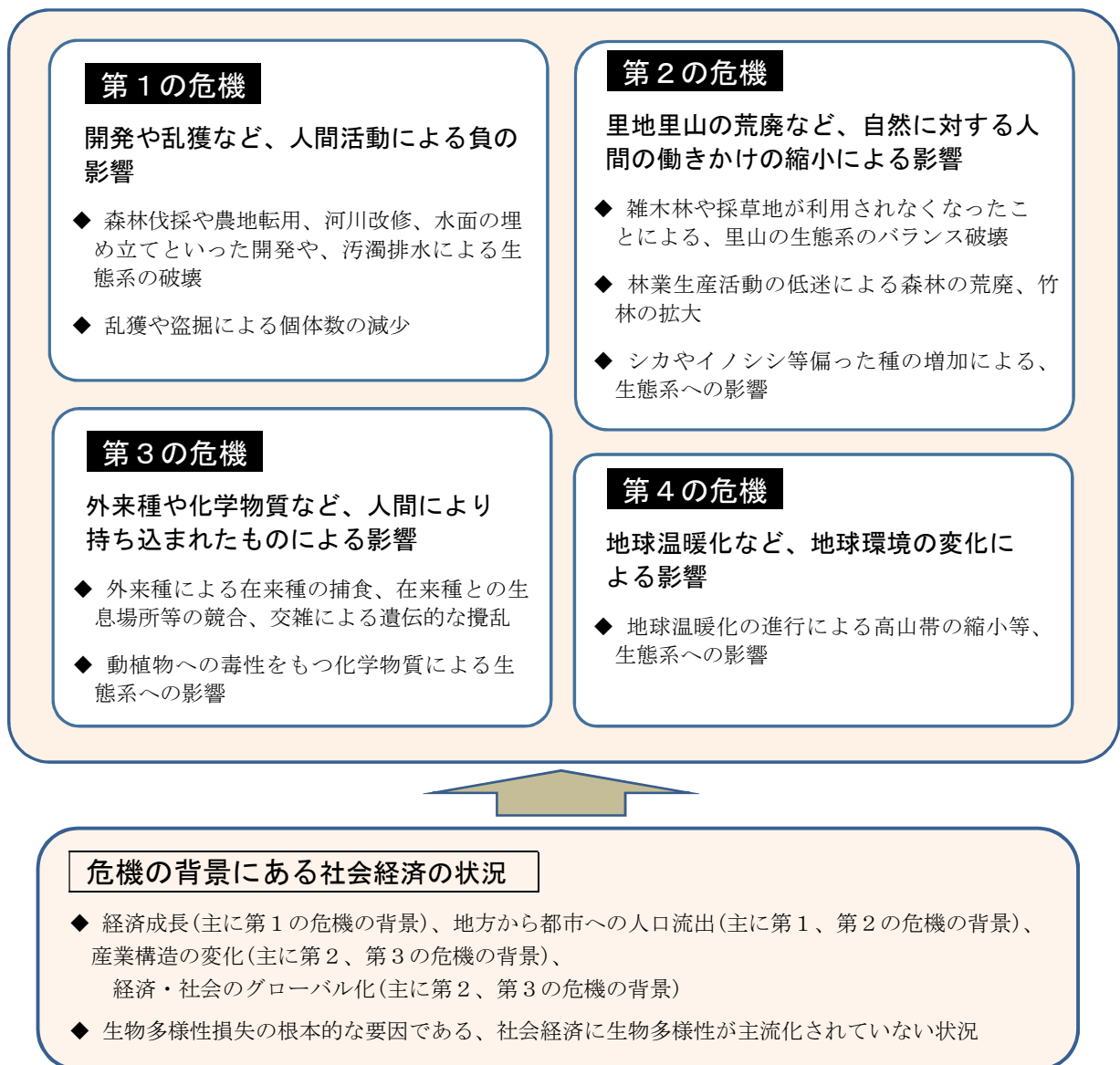


図3 生物多様性の4つの危機

第1章 神奈川県の実多様性の現状と課題

1 本県の実多様性の背景

(1) 人口

本県では、戦後から1970年代の高度経済成長期にかけて人口が急増しました。その後、1980年代後半～1990年代前半のいわゆるバブル経済期にも、人口が大きく増加しました。1990年代後半以降も、ゆるやかに人口が増加しており、2020（令和2）年の国勢調査では、923.7万人に達しました。

一方、戦後、生産年齢人口（15～64歳）が増加し、1990年代までは一定水準を維持していましたが、2000年代に入ると減少に転じました（図4）。今後も、出生数の減少に伴い、生産年齢人口の減少が続くと予測されています。

川崎・横浜地域、県央地域、湘南地域はまだ人口増加が続いていますが、三浦半島地域と県西地域は既に1990年代に人口減少を迎えています。

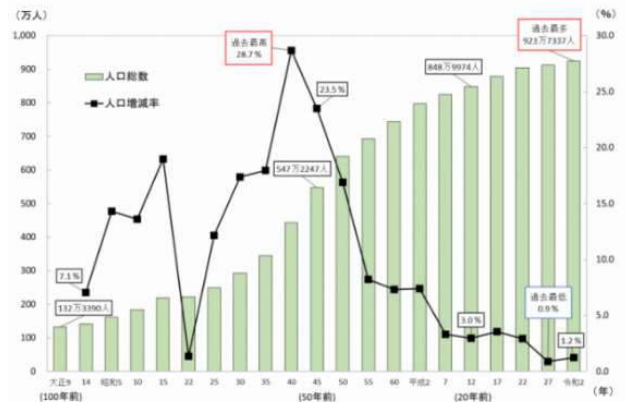


図4 神奈川県の実と人口増減率の推移

(2) 産業構造

本県の産業別従業者数は、第三次産業（卸売・小売業、サービス業など）が中心となっています。業種別の割合でみると、第一次産業及び、第二次産業（製造業、建設業など）は、減少傾向、第三次産業は増加傾向となっています（図5）。

第一次産業は自然環境に働きかける業種のため、本県の実多様性の保全や活用に関与しているといえます。

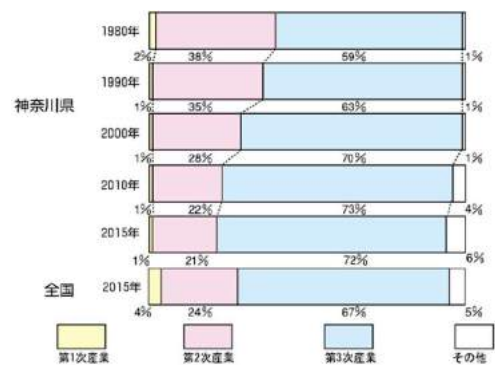


図5 産業別人口割合の推移
[令和4年版「わたしたちの神奈川県」]



図6 産業別人口割合マップ（2015年）
[令和4年版「わたしたちの神奈川県」]

(3) 土地利用

土地利用の割合をみると全県域の 7.9%が農地、39.0%が森林で、県土の約半分が自然的土地利用となっています（図 7、8）。

農地や森林は緑やオープンスペースを提供してくれる貴重な資源であり、水源の保全や防災面でも重要です。

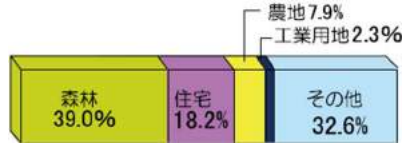


図 7 神奈川県土地利用の様子 (2018 年)
[令和 4 年版「わたしたちの神奈川県」]

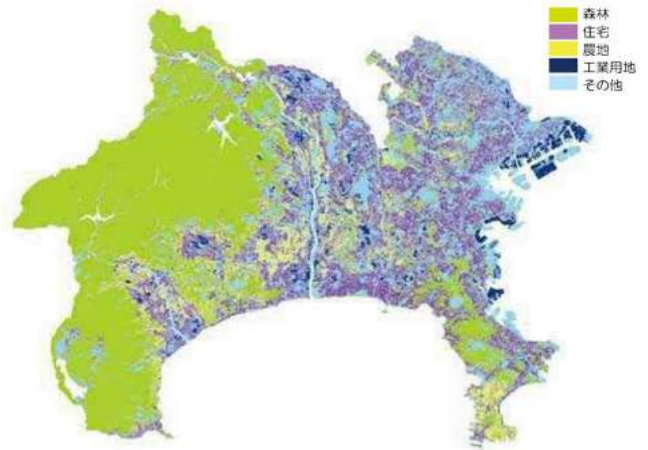


図 8 神奈川県土地利用図
[令和 4 年版「わたしたちの神奈川県」]

この農地を支える担い手についてみると、農業従事者の高齢化が進んでおり、男女とも 65 歳以上の従事者が約 6 割を占めています（図 9）。後継者不足などによる農業従事者の減少は、今後、耕作放棄地の増加につながる可能性をもっています。

耕地面積は、昭和 40 年代には都市化により急激に減少しましたが最近はややかな減少傾向で推移しています（図 10）。まとまりのある農地、森林を保全していくことが重要です。

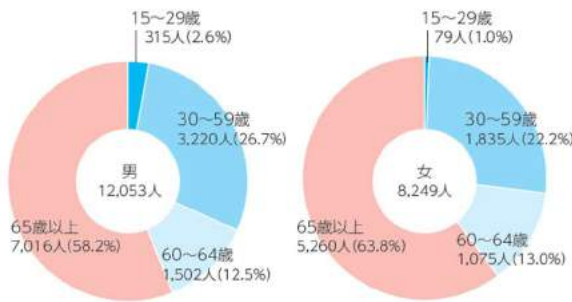


図 9 基幹的農業従事者 2015 (平成 27) 年
(農業就業人口のうち農業を主な仕事としている人)
[令和 2 年度版「わたしたちのくらしと神奈川の農林水産業」]

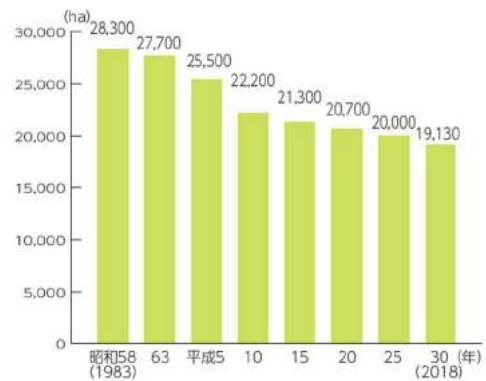


図 10 耕地面積の推移
[県勢要覧 2019]

(4) 地形・地質

本県は日本列島のほぼ中央に、また関東平野の南西部に位置し、北は首都東京都に接し、東は東京湾に、南は相模湾にそれぞれ面し、西は山梨、静岡の両県に隣接しています。面積は、2,416.11 km² (令和 3 年 10 月 1 日現在) です。

本県の地形は大きく分けて、西部は山地、中央は平野と台地、東部は丘陵と沿岸部の三つに分けられます（図 11）。

山岳は箱根と丹沢山塊で 1,500m 級の山々は「神奈川の屋根」といわれています。

相模湖、津久井湖、丹沢湖、宮ヶ瀬湖など水資源利用のための人造湖があるのが特色です。

中央には相模川、西の方には酒匂川、東京都との境には多摩川が流れており、そのまわりには広い平野ができています。



図 11 神奈川県地形
[令和 4 年版「わたしたちの神奈川県」]

南東の地域は丘陵となり、三浦半島がつき出して東京湾と相模湾を分けています。435kmの海岸線は変化に富み、東京湾側京浜地帯は高度に発達した港湾となっています。本県の地質構造は、箱根地区は第四紀の火山岩から、丹沢地区は花崗岩や凝灰岩類といった硬質な岩石からなるのに対し、丘陵地は新第三紀～第四紀の砂岩や泥岩からなります(図12)。相模湾はフィリピン海プレートと北米プレートが接する部分にあたり、大規模地震の震源地になっています。箱根山地は活火山であり、その温泉や水蒸気によって変質した箇所も多くみられます。丹沢山地の北東部には中生層が分布し、また藤野木-愛川構造線が北西～南東方向に走っています。

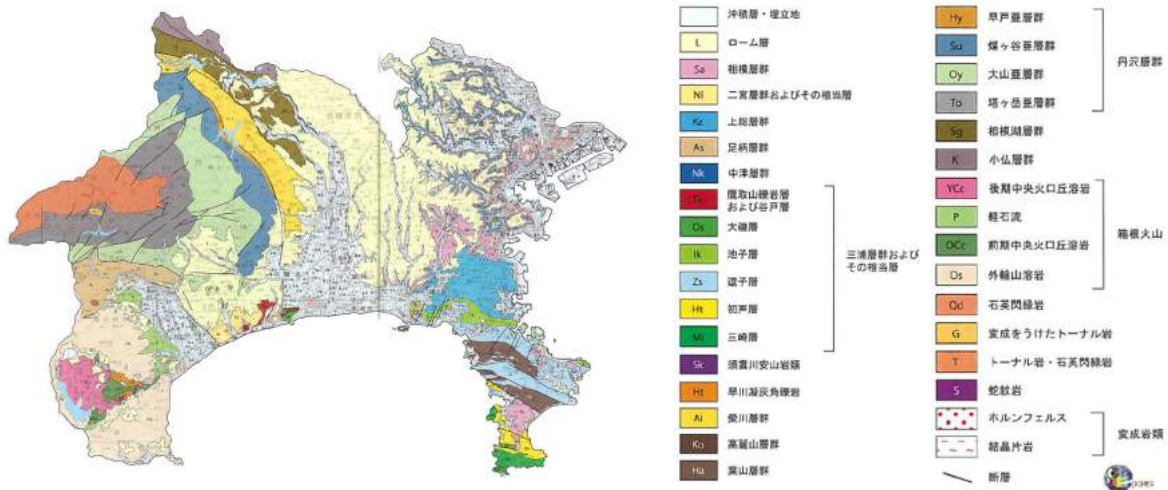


図12 神奈川県地質図
[県立生命の星・地球博物館]

(5) 気候

本県の気候は、北西部に丹沢や箱根の山地をひかえ、東と南が平野と海に面し、また、太平洋の黒潮の影響を受けているため、温暖で雨量の多い太平洋側気候となっています。

気候や降水量は、地形と関係しており、西の方の山地では、気温は低く、降水量はほかの地域の約2倍です。中央や東の方は、山地に比べて気温は高く、降水量は少なくなっています(図13、14)。

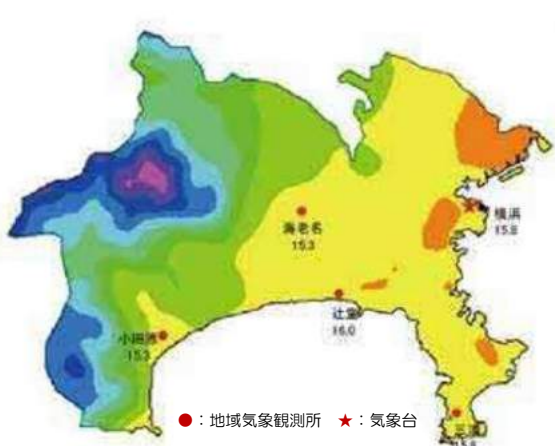


図13 神奈川県平均気温分布図(1981～2010年)
[令和4年版「わたしたちの神奈川県」]

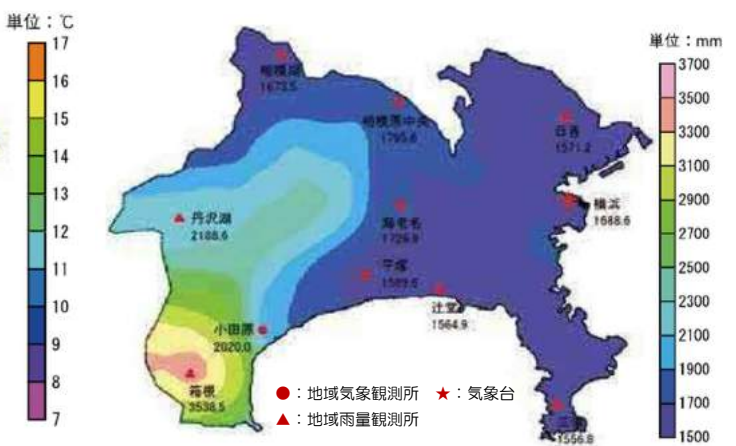


図14 神奈川県平均降水量分布図(1981～2010年)
[令和4年版「わたしたちの神奈川県」]

2 本県の自然環境（生態系）

本県では、変化に富んだ地形や気候、土地利用の状況に応じて、様々な生きものが生息・生育し、多様な生態系を構成しています。生物多様性計画では、本県の主な生態系に着目して県土を区分して、生物多様性の保全に係る課題を整理します。

（1）本県における主な生態系

森林や河川、里山などの生態系は、その土地に生息・生育する生きものと、それを取り巻く気候や地形などを要素に形成されているため、明確な境界を設けることは困難ですが、面積などの規模による視点、陸域・水域などの環境に基づく視点、植物群集に基づく視点などによって把握することが可能です。

様々な視点のうち、生態系の規模に着目すると、例えば、「溪流」や「溪畔林※」など小規模な生態系を要素として形成される「溪谷」を中規模の生態系とすることができ、これらの「溪谷」、「樹林」、「草原」などを要素として形成される「山地」を大規模な生態系とするといったように段階的にとらえることができます。

本県の地形、気候、土地利用、産業構造などの地域特性を踏まえて、効果的に生物多様性の保全を図っていくため、主な生態系を次の4つのまとまりで大きくとらえます。



山地・森林生態系

山地・森林生態系は、山地の森林を主体として、溪流や湧水などの小規模な生態系を要素として構成されます。

本県の北西部に広がり、複雑に連なる山稜と深い溪谷などを特徴とする丹沢山地、その南に位置する中央火口丘や火口原湖※(芦ノ湖)、外輪山※などの様々な火山地形を特徴とする箱根山地などが有する生態系です。自然林や人工林、ササ草原など様々なタイプの植生が複雑に入り混じって存在し、多くの動植物の生育・生息環境を提供しています。



丹沢山地（亀ヶ馬場）からの眺望

〈山地・森林生態系の生物の例〉

写真掲載 予定	写真掲載 予定	写真掲載 予定	写真掲載 予定
写真掲載 予定	写真掲載 予定	写真掲載 予定	

※ は、用語集に記載のある用語



里地・里山生態系

里地・里山生態系は、水田などの農地と周辺の二次林※を中心とした生態系であり、集落や水路、ため池なども要素として構成されます。

本県では、丹沢山地や箱根山地の山麓などや、平坦な地形が少なく丘陵や谷戸が複雑に入り組む三浦半島から多摩丘陵にかけての丘陵部などに主に見られます。

また、酒匂川や相模川などの沿岸に広がる水田地帯などのまとまりのある農地は、良好な景観を形成し、農業生産の場であるほか、生きものの生息・生育環境を提供しています。



里地里山保全等地域
(南足柄市大雄町五本松・原)

〈里地・里山生態系の生物の例〉

写真掲載
予定

写真掲載
予定

写真掲載
予定

写真掲載
予定

写真掲載
予定

写真掲載
予定

写真掲載
予定



都市生態系

都市生態系は、人口の集中と産業の集積などにより都市的土地利用が進む中で、樹林地や公園、農地などの小規模な生態系を要素としてモザイク状に構成されます。

本県の東部地域を中心に見られるこれらの生態系は、都市部の生きものにとって重要な生息・生育環境を提供しています。人の生活や産業活動が優先されるため、他の生態系に比べ、都市化された環境に適応した種が多く見られます。

また、物や人の流れが多いことから外来生物※が持ち込まれやすい状況にあります。



市街地や樹林地などが
モザイク状に広がる都市地域
(横浜市保土ケ谷区 桜ヶ丘緑地周辺)

〈都市生態系の生物の例〉

写真掲載
予定

写真掲載
予定

写真掲載
予定

写真掲載
予定

写真掲載
予定

写真掲載
予定

写真掲載
予定

陸水生態系
沿岸域

陸水生態系と沿岸域は、河川や湖沼、藻場[※]や干潟を含む内湾を中心とした沿岸域を要素として構成されます。

富士山東麓と丹沢山地南西部を源流とする酒匂川、山中湖を源流として相模湾に注ぐ相模川、都県境を流れる多摩川などの河川、噴火によって形成された火口原湖である芦ノ湖、人造湖である丹沢湖、宮ヶ瀬湖、相模湖などの湖沼、東京湾・相模湾の沿岸域に見られ、魚類をはじめとする様々な水生生物にとって貴重な生息・生育環境を提供しています。



県立生命の星・地球博物館提供

相模川河口

〈陸水生態系の生物の例〉

写真掲載 予定	写真掲載 予定	写真掲載 予定	写真掲載 予定
------------	------------	------------	------------

〈沿岸域の生物の例〉

写真掲載 予定	写真掲載 予定	写真掲載 予定	写真掲載 予定
------------	------------	------------	------------

(2) 生態系に着目した県土のエリア区分

4つの生態系に着目し、県土を表1、図15のとおり区分します。

表1 生態系に着目した県土のエリア区分

県土のエリア区分	関係する主な生態系
丹沢エリア 箱根エリア	山地・森林生態系
山麓の里山エリア	里地・里山生態系
都市・近郊エリア (多摩丘陵・相模野台地)	都市生態系、里地・里山生態系
三浦半島エリア	里地・里山生態系、都市生態系
河川・湖沼及び沿岸エリア (多摩川・相模川・酒匂川などの河川、丹沢湖・宮ヶ瀬湖・相模湖等の湖沼、東京湾・相模湾の沿岸域)	陸水生態系沿岸域

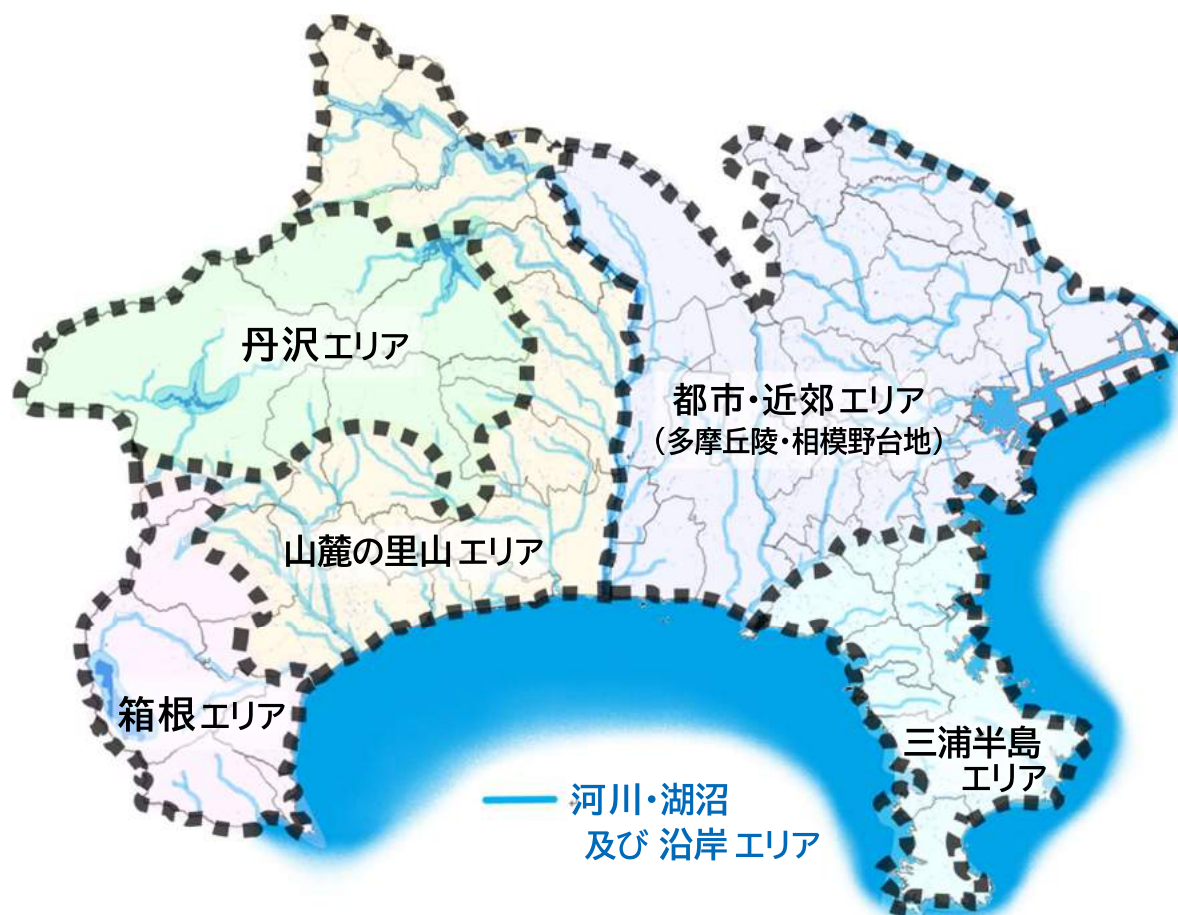


図15 生態系に着目した県土のエリア区分

3 各エリアの現状と課題

(1) 丹沢エリア



県の北西部において最高峰の蛭ヶ岳を中心に東西に広がる丹沢山地一帯のエリアで、山地・森林生態系を中心に構成され、ほぼ全域が丹沢大山国定公園及び県立丹沢大山自然公園に指定されています。

● 現状

1980年代以降、ブナの立ち枯れやニホンジカの採食による林床植生*の衰退などが深刻化してきたため、2007(平成19)年度から「丹沢大山自然再生計画」等に基づいてブナ林の調査研究、林床植生の回復、ニホンジカ管理などの総合的な取組を進めています。

重要な水源地域でもあることから、1997(平成9)年度から水源かん養機能*などの公益的機能*の高い森林づくりを目指して「水源の森林づくり事業」に取り組み、2007(平成19)年度からは「かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」に基づいて推進しています。



林床植生が衰退した森林

● 課題

これまでの取組により、一部地域での林床植生の回復や手入れ不足の人工林の減少など、一定の成果を得ていますが、今後もブナ林等の保全・再生、水源かん養機能を高めるための森林整備、ニホンジカの管理などの取組を進めていく必要があります。

(2) 箱根エリア



ほぼ全域が富士箱根伊豆国立公園に含まれる箱根町を中心に、その周辺の県立真鶴半島自然公園や県立奥湯河原自然公園を含むエリアであり、火山地形、ブナ林や二次林、ススキ草原などを要素とした山地・森林生態系を中心に構成されます。

● 現状

国立公園及び県立自然公園の自然環境の保全と適正利用を図るために県有の自然公園施設の維持管理を進めるとともに、水源かん養機能などの公益的機能の高い森林づくりを目指して水源の森林づくり事業等を進めています。

● 課題

このエリアに生息するニホンザル西湘地域個体群*は、絶滅の恐れがある一方で、農業被害や生活被害、人身被害が生じており、「ニホンザル管理計画」に基づいて市町が実施する捕獲や追い払い等の対策を支援していますが、被害は恒常化しています。さらに、近年ニホンジカの見撃等が増加しており、森林への影響も懸念されています。

今後も、自然公園の適正利用を図るための取組を推進すると



ニホンザルによる農業被害

※ は、用語集に記載のある用語

もに、水源かん養機能などの公益的機能を高めるための森林整備、ニホンザルの管理などをさらに進める必要があります。加えて、箱根山地への定着が懸念されるニホンジカの管理を進めていく必要があります。

(3) 山麓の里山エリア



丹沢山麓の北東部から相模川以西の一带と大磯丘陵、丹沢山麓南部、酒匂川上流の箱根山麓周辺のエリアで、集落と農地周辺の二次林に加え、水路、ため池などを要素とした里地・里山生態系を中心として構成されています。

● 現状

農林業や薪炭採取等に利用されてきた農地や二次林等が、1960年代以降、産業構造や生活様式が変化する中で使われなくなり、植生遷移[※]が進むことによる環境変化などによって、里地里山に生息・生育する身近な生きものの減少や、農地周辺の藪を隠れ場所にした野生鳥獣による農業被害などが生じています。

県では2007(平成19)年に「神奈川県里地里山の保全、再生及び活用の促進に関する条例」(以下「里地里山条例」という。)を定めて里地里山の保全活動への支援等に取り組むとともに、地域における農地等の保全活動への支援、環境保全型農業[※]の推進、野生鳥獣との棲み分けに向けた対策などに取り組んできました。



耕作放棄地

● 課題

今後もこれらの対策を進めることにより、里地里山や農業の有する多面的機能[※]を發揮させ、野生鳥獣との棲み分けなどを図ることが必要です。

(4) 都市・近郊エリア



相模川以東に広がる平野、台地及び丘陵からなるエリアであり、都市的土地利用が進む中で、樹林地や公園、農地、河川沿いの連続する斜面緑地など、多種多様な生態系がモザイク状となった都市生態系と里地・里山生態系を中心として構成されます。

● 現状

都市の自然環境は、高度な土地利用によって分断化が進み、豊かな生物相が育まれにくい状況にあります。

県では、これまで都市に残された自然環境を保全するため、地域制緑地[※]の指定や都市公園の整備を進めてきたほか、環境影響評価制度や市街化調整区域[※]等における土地利用調整条例の運用などにより土地利用に当たっての環境配慮を進めてきました。

● 課題

都市に残された身近な自然環境を保全するため、県民や団体等との連携・協働による緑地や里山の保全などを進めるとともに、都市住民等が自然とふれあい、学習する場として活用していくことが必要です。

※ は、用語集に記載のある用語

(5) 三浦半島エリア



三浦丘陵の円海山、二子山、大楠山などの樹林地を擁し、東京湾と相模湾を分ける半島一体のエリアです。平野が少なく起伏の多い地形であり、中央部の丘陵やその周辺の谷戸では、里地・里山生態系が形成されています。

一方、海岸沿いのわずかな平野では都市的土地利用が進み、都市生態系が形成されています。

● 現状

県では地域制緑地の指定をはじめ、市民団体などと連携した緑地の保全、地域における農地等の保全のための共同活動への支援に取り組むほか、市町等と連携して特定外来生物*に指定されているアライグマ*防除対策を推進してきました。

● 課題

しかし、緑地の手入れ不足による斜面緑地での災害の発生や植生の遷移等による里山に住む生きものの生息・生育環境の悪化が懸念され、また、アライグマ等による在来生物への影響や農業被害、生活被害が続いています。

三浦半島に残された自然環境を保全するため、県民、市民団体等との連携・協働による緑地の管理、地域資源を生かした自然とのふれあいや学習の場の提供、アライグマ等の防除などを進めることが必要です。

(6) 河川・湖沼および沿岸エリア



多摩川、相模川、酒匂川などの河川、芦の湖や宮ヶ瀬湖などの湖沼といった陸水生態系、藻場や干潟などを含む相模湾や東京湾の沿岸域で構成されます。

● 現状

災害を防止するための河川整備や利水のためのダムの設置等により、県民生活の安全・安心が図られる一方で、瀬や淵の減少、海岸侵食などによる生態系への影響が懸念されています。

また、沿岸では藻場の消失などによる生きものの生息・生育環境の悪化が懸念されるとともに、東京湾では富栄養化*により赤潮*などが発生しています。

県では、生きものの生息・生育や移動に配慮した河川の整備、海岸の保全、藻場の回復、持続可能な水産業の推進、東京湾に流入する汚濁負荷量の削減などに取り組んできました。



磯焼け*で失われた藻場

● 課題

今後も、生きものに配慮した川づくりや総合的な土砂管理による砂浜の回復・保全、持続可能な水産業などを進めることが必要です。

4 外来生物による生態系への影響

在来生物[※]は、外来生物に対して防御機能を持っていないことが多く、より強い外来生物が侵入することによって、生息地を奪われたり、捕食されたりすることで、在来生物の減少を招くことがあります。交雑によって遺伝的になく乱[※]が引き起こされ、純粋な在来生物がいなくなることもあります。

これらの生物多様性の劣化は、生態系を構築する種の単純化や、その構成が徐々に置き換わっていくことで生態系を変質させるといった生物多様性の根本に関わる問題です。さらに、外来生物の中には、農業被害や生活被害、人身被害などをもたらすものもあります。

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（以下「外来生物法」という。）では、生態系や人の生命、身体、農林水産業への被害を及ぼすもので、政令で定めるものを特定外来生物としています（表2）が、特定外来生物以外にも生態系などへの影響が懸念される外来生物もあり、県内でも定着している例があります。

県では、繁殖力が高く、農業被害や生活被害のほか生態系への影響も懸念されており、特定外来生物に指定されているアライグマについて、外来生物法に基づく防除実施計画により、市町村と連携して防除対策を推進していますが、被害は継続し、分布も拡大しつつある状況です（図16）。同じく特定外来生物に指定されているクリハラリス[※]についても、市町を中心に防除対策が実施されています。

外来生物は、一度侵入し、分布が拡大すると防除が難しくなることから、県民等とも連携して外来生物の分布状況等についての情報収集を図る必要があります。また、アライグマやクリハラリスだけでなく、植物などの外来生物についても、生息・生育状況等に即した防除対策を、市町村や地域住民などと連携しながら実施していくことが必要です。

県内における特定外来生物の例（アライグマ）



生息メッシュ

- 第2次計画期間中（H23-27）に捕獲又は目撃があったメッシュ
- 第2次計画期間中にわなが設置されたが捕獲がなかったメッシュ
- 第1次計画期間中（H18-22）に捕獲、目撃又は痕跡があったメッシュ
- 隣接メッシュ

生息未確認メッシュ

- 生息メッシュ以外のメッシュ



図16 アライグマの生息メッシュと生息未確認メッシュ

【第3次神奈川県アライグマ防除実施計画】

表2 県内で定着が確認された特定外来生物

分類群	種名	分類群	種名
哺乳類	ハリネズミ属	昆虫類	アカボシゴマダラ
	アライグマ		アルゼンチンアリ
	クリハラリス	クモ形類	ハイイロゴケグモ
鳥類	オオカナダガン		セアカゴケグモ
	ガビチョウ	甲殻類	アメリカザリガニ*
	カオグロガビチョウ	植物	ボタンウキクサ
	ソウシチョウ		オオキンケイギク
爬虫類	スウィンホーキノボリトカゲ		オオハンゴンソウ
	ミシシippアカミミガメ*		オオカワヂシャ
両生類	ウシガエル		オオフサモ
魚類	カダヤシ		アレチウリ
	ブルーギル		ナガエツルノゲイトウ
	オオクチバス		

[国立環境研究所侵入生物データベースの検索（令和5年7月1日現在）で県内での分布を確認した種名を記載]

* 「ミシシippアカミミガメ」と「アメリカザリガニ」は、条件付特定外来生物※

5 生物多様性の保全を進める上での課題

(1) 県民の保全行動の促進

2022（令和4）年度に実施した県民ニーズ調査結果において、「生物多様性」という言葉を知っていると答えた県民の割合は71.9%（2016年調査では66.8%）と、約7割にのぼっており認知度は上昇していると考えられます。一方で、生物多様性のために何らかの行動をしていると答えた県民の割合は48.8%にとどまっています。

経済界においては、事業所緑地の保管理やビオトープ※の造成などのCSRにおいて生物多様性への配慮を視点を置く企業や、生産・物流管理における生物多様性の指針を持つ企業なども見られるようになっていますが、生物多様性保全のためには、県民や企業などが生物多様性について理解を深め、日々の生活や企業経営などの場面で生物多様性に配慮した選択などが行われることを促進していくことが必要です。

(2) 科学的知見の蓄積

県では、試験研究機関である自然環境保全センター、環境科学センター、水産技術センター、農業技術センターにおいて、生物多様性の保全と持続可能な利用に資する試験研究が実施されています。また、神奈川県レッドデータブック※の作成に関わっている県立生命の星・地球博物館は、県内の生きものの情報のシンクタンク的役割を果たしています。

生態系は変化し得るものであるため、段階的に情報の集積を図るとともに、行政のみならず、大学・研究機関などとの連携を深め、これらの機関が持つ生物多様性に関する情報を有機的に繋げ、発信し、様々な取組に役立てていくことが必要です。

第2章 生物多様性の保全をめぐる動向

1 国際社会の動向

1992（平成4）年に開催された地球サミットで、気候変動枠組条約とともに生物多様性条約が採択され、地球規模の環境問題や生態系の価値が強く認識されました。

生物多様性条約は、生物多様性の保全やその持続可能な利用などを目的としており、1993（平成5）年に発効し、日本も同年に条約を締結しています。

2010（平成22）年には、愛知県で生物多様性条約第10回締約国会議（以下「COP10」という。）が開催され、「自然と共生する世界」の実現に向け、2020（令和2）年までに「生物多様性の損失を止めるために効果的かつ緊急な行動を実施する」ことを目標とした戦略計画2011-2020（愛知目標）が採択されました。

この愛知目標は、2050（令和32）年までに「自然と共生する世界」を実現するという中長期目標と、2020（令和2）年までに生物多様性の損失を止めるための効果的かつ緊急の行動を実施するという短期目標及び20の個別目標の達成を目指すものです。

しかし、世界の生物多様性は人類史上これまでにない速度で減少し、2020（令和2）年9月に生物多様性条約事務局が発表した地球規模生物多様性概況第5版では、20の個別目標のうち完全に達成できたものはないという厳しい結果が示されました（図17）。

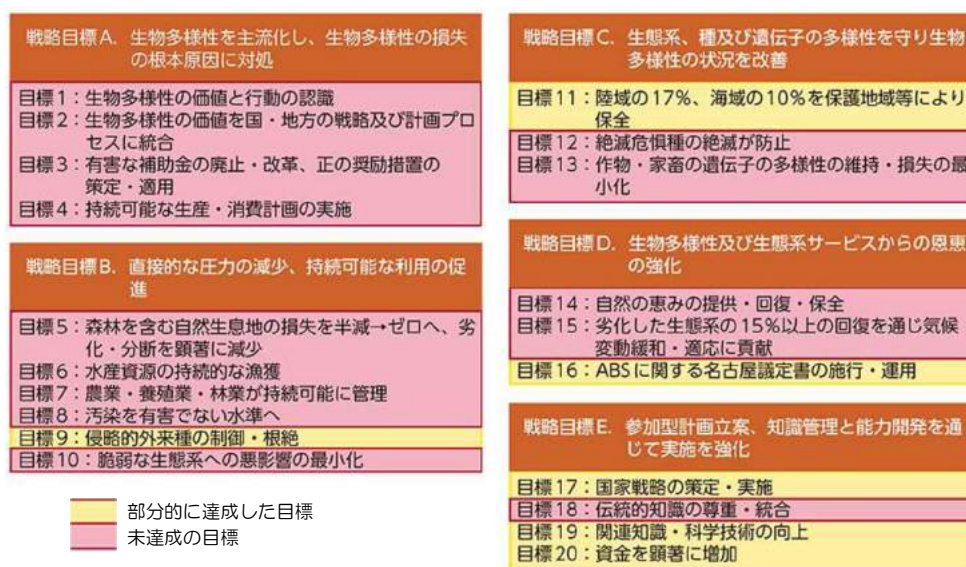


図17 愛知目標と達成状況 [環境省]

愛知目標の後継となる、2030年を目標年次とした国際目標は、「ポスト2020生物多様性枠組」と呼ばれ検討されていました。

2021（令和3）年10～11月に開催された国連気候変動枠組条約第26回締約国会議では、気候変動の緩和・適応に生態系の保全等が重要な役割を果たすとする「グラスゴー気候合意」が採択され、2021（令和3）年6月に開催されたG7コーンウォール・サミットでは、人間と動物の健康と環境の健全性の達成に統合的に取り組む考え方である、ワンヘルス*・アプローチの強化が合意されるなど、近年では様々な社会課題の解決に自然を活用する考え方が注目されています。このような考え方は「自然を活用した解決策（NbS）*」と呼ばれます。

こうした中、2022（令和4）年12月に生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）第二部がカナダ・モントリオールで開催され、「昆明-モントリオール生物多様性枠組」が採択されました。この枠組では、2030（令和12）年までに自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させるという、いわゆるネイチャーポジティブ*を目指すこととされました（図18）。

* は、用語集に記載のある用語

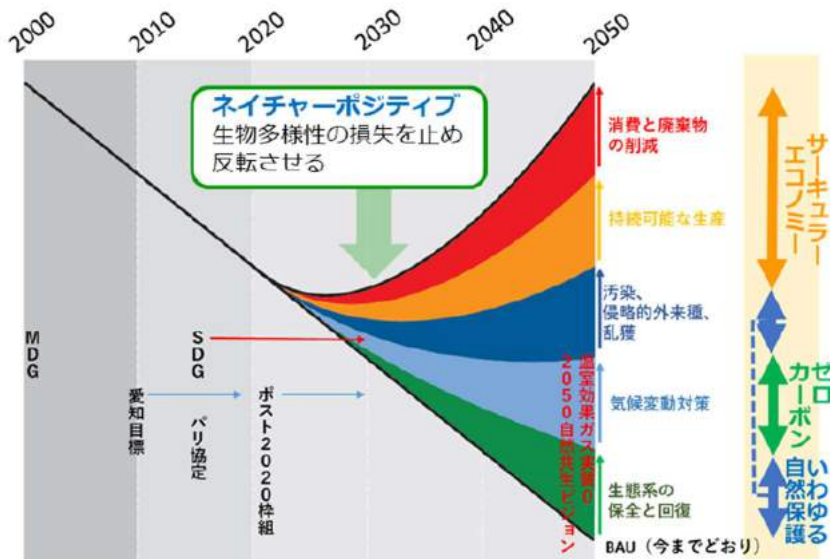


図 18 生物多様性の損失を減らし、回復させる行動の内訳
 [地球規模生物多様性概要第5番GBO5 (生物多様性条約事務局 2020年9月)]

2 国内の動向 ～生物多様性国家戦略による取組の推進～

我が国では、豊かな生物多様性を保全し、その恵みを将来にわたって享受できる自然と共生する社会を実現するために、生物多様性基本法が 2008 (平成 20) 年に施行されました。この法律に基づいて、国は生物多様性国家戦略を策定しています。

2012 (平成 24) 年に策定された「生物多様性国家戦略 2012-2020」の後継として、生物多様性条約の世界目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組」に対応した新たな国家戦略として、生物多様性国家戦略 2023-2030 が、2023 (令和 5) 年 3 月に閣議決定されました。

生物多様性国家戦略 2023-2030 は、2050 年ビジョンを「自然と共生する社会」とし、2030 年に向けた目標「ネイチャーポジティブ (自然再興) の実現」を目指し、生物多様性・自然資本 (=地球の持続可能性の土台・人間の安全保障の根幹) を守り活用するための戦略として策定されました。

この戦略は、2030 年までに、陸と海の 30%以上を健全な生態系として効果的に保全又は保護することを目指す「30by30 目標」を含め、自然資本を守り活用するための行動を、全ての国民と実行していくための戦略と行動計画を具体的に示すもので、ネイチャーポジティブの実現に向けて、5 つの基本戦略に沿って取り組んでいくとされています (図 19)。

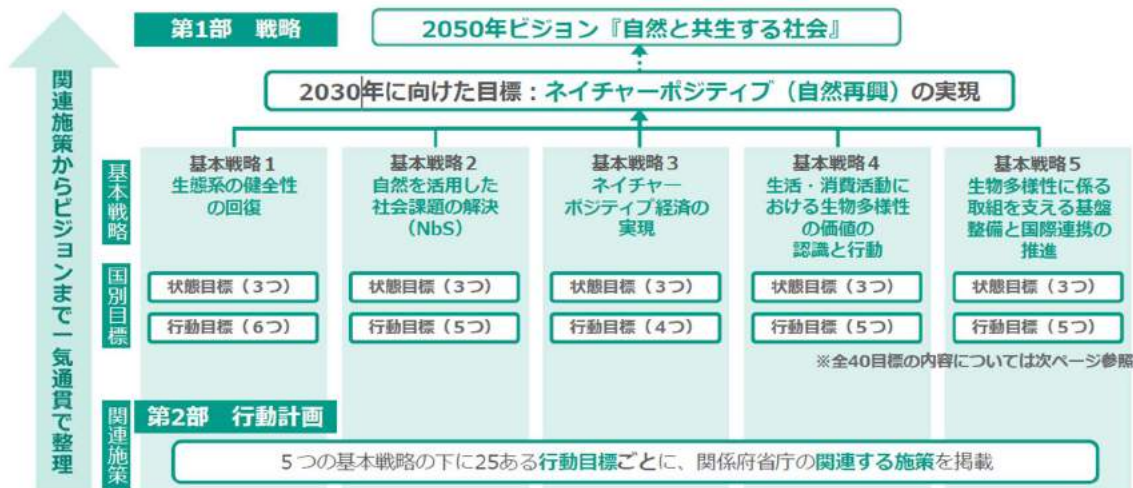


図 19 生物多様性国家戦略 2023-2030 の骨格 [環境省]

第3章 生物多様性計画の基本的事項

1 計画策定の趣旨

これまで、2016（平成 28）年～2024（令和 6）年 3 月までを計画期間とする「かながわ生物多様性計画」に基づき、「地域の特性に応じた生物多様性の保全」と、「生物多様性の理解と保全行動の促進」という 2 つの目標に向かって取組を進めてきました。これまでの取組により、丹沢エリアにおける自然再生事業や森林整備の推進、「生物多様性」の言葉の県民への浸透等、一定の成果は見られていますが、依然として生物多様性に係る課題は多いのが実情です。そこで、生物多様性保全のために長期的に取り組みを持続するため、かながわ生物多様性計画を改定します。

なお、計画改定にあたっては、2023（令和 5）年 3 月に策定された「生物多様性国家戦略 2023-2030」や、2016（平成 28）年度以降に改定された県の諸計画との整合をはかります。

2 計画の位置付けと県の諸計画との関わり

(1) 計画の位置付け

本計画は、生物多様性基本法第 13 条第 1 項に基づき、本県の区域内における生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画（生物多様性地域戦略）として策定します。

また、みどり計画を包括的に継承することから、都道府県広域緑地計画*としてみどり計画が担ってきた、市町による都市緑地法に基づく「緑の基本計画」策定の指針としての役割を有するものとして位置付けます（図 20）。

(2) 県が策定する諸計画との関わり

本計画は、県政運営の総合的・基本的指針を示す総合計画である「かながわグランドデザイン」の環境・エネルギー分野を支える個別計画です。併せて、本県の環境施策を推進する上での基本的な計画である「神奈川環境基本計画」が示す基本方向に沿って、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する基本的な計画として策定します（図 20）。

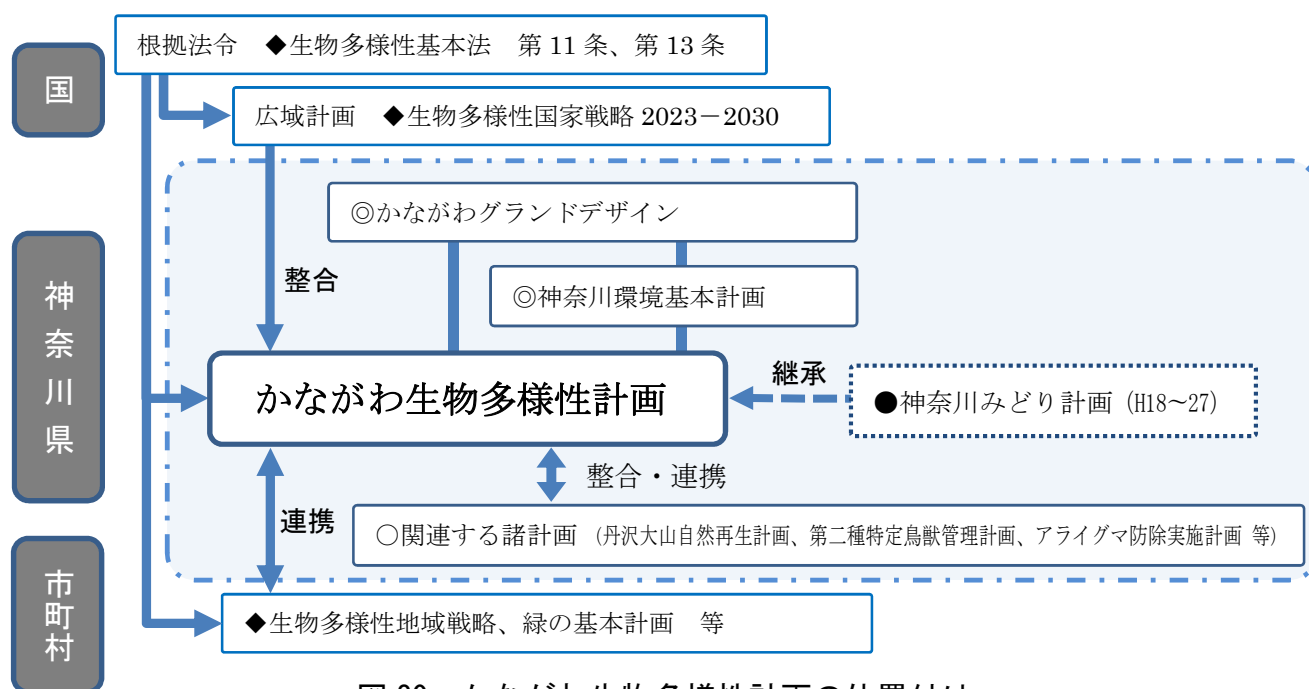


図 20 かながわ生物多様性計画の位置付け

3 対象区域

神奈川県全域

4 計画期間

2024（令和6）年度から2030（令和12）年度まで（7年間）

6 目標

私たちの生活は、生態系から得られる様々な恵みに支えられており、またSDGsの推進を図るためにも、生態系全体を生物多様性として捉え、保全することが求められています。

また、生物多様性の保全に不可欠な野生鳥獣との共存や、丹沢大山地域などにおける自然環境の保全・再生、里地里山や都市のみどりの保全と活用などの対策には、長い時間をかけて取り組むことが必要です。そこで、こうした取組みを時間をかけて着実に進め、自然のもたらす恵みを次の世代に着実に引き継いでいくため、ネイチャーポジティブに向けて、県として次の2つの目標を掲げ、生物多様性の保全を推進します。

（1）地域の特性に応じた生物多様性の保全

本県は、狭い県土に都市化が進展した地域がある一方で、丹沢などの広大な山林、山麓の里山、相模川などの河川や三浦半島の連続した樹林地など、多種多様な生態系を有しています。

生物多様性の保全を進めるためには、生態系が、その土地の土壌、水、地形や気候などと相まって形成されていることを踏まえ、ある程度まとまりのある地域（エリア）ごとに、その特性に応じた取組を進めていくことが有効と考えられます。

そこで、生態系に着目してエリアを区分し、その特性に応じた生物多様性の保全を進めていくことを目標とします。なお、エリア内においても場所により様々な特性があることから、各地域の特性に応じて取組を進めます。

（2）生物多様性の理解と保全行動の促進

私たちの生活や事業活動は、あらゆる場面で生物多様性が私たちの暮らしに与えてくれる恵みに支えられている一方で、日常生活や事業活動が生物多様性に影響を与えています。

そこで、将来にわたり生物多様性の恵みを享受できるよう、県民や事業者、行政など様々な活動主体が生物多様性について理解を深め、日常の活動において、生物多様性に配慮した行動や生物多様性の保全のための行動を行うことを促進することを目標とします。

第4章 目標の実現に向けた取組

1 県土のエリアに即した取組

(1) 丹沢エリア

取組の方向性

ブナ林の立ち枯れやニホンジカによる林床植生の衰退、土壌流出などの自然環境の劣化からの再生を目指して、ブナ林等の保全・再生、公益的機能を発揮するための森林整備、ニホンジカの管理、自然公園の適正利用を図るための取組を進めます。

[丹沢エリアの位置と拡大図]



主な取組

<ブナ林等自然林の保全・再生対策の推進>

丹沢山地の標高800m以上に分布するブナを主体とした森林の生態系を保全することを目指して、高標高域を中心に大気汚染（オゾン等）や土壌の乾燥化等による水ストレス、ブナハバチ大発生による葉食被害の複合的な影響でブナの立ち枯れが増加し、ニホンジカの採食影響により森林の更新が阻害され、草地化が進行している場所に森林を再生させるため、「丹沢大山自然再生計画」及び「かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」に基づいて、植生保護柵等による林床植生の回復を通じた更新木の保護・育成及び土壌保全対策、ブナハバチ防除対策、事業効果モニタリング等を組み合わせた対策を段階的・順応的に実施します。

<地域特性に応じた森林整備の推進>

水源かん養機能など公益的機能の高い森林づくりを目指して、「かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」に基づいて、水源の森林づくり事業を実施するとともに、市町村が主体となって取り組む水源林の確保・整備や森林所有者が行う間伐などの森林整備を支援します。

また、県営林*や保安林の整備等を通じて、森林の持つ公益的機能の発揮を図ります。

<ニホンジカの管理>

生物多様性の保全とニホンジカ地域個体群の安定的存続を目指して、「ニホンジカ管理計画」に基づいて、丹沢山地の中高標高域において、ニホンジカによる過度の採食を受けて衰退した林床植生を回復させるための管理捕獲を実施します。また、森林整備の実施箇所周辺において、森林整備の効果が損なわれることのないよう管理捕獲を実施し、林床植生を回復させることでニホンジカの生息環境の改善を図ります。

また、ニホンジカの生息状況や植生の状況などをモニタリングして、ニホンジカの管理捕獲や森林整備を通じた生息環境改善の効果を検証し、計画及び事業の見直しに反映します。

<自然公園の適正利用の推進>

丹沢大山国定公園及び県立丹沢大山自然公園の自然環境の保全と適正利用を推進するために、登山道や休憩施設、環境配慮型の山岳公衆トイレ等の自然公園施設の整備と維持管理を行うとともに、パークレンジャーや県自然公園指導員による巡視及び普及啓発、ボランティア等との協働による登山道の補修や山中のゴミの撤去などを行います。



(2) 箱根エリア

取組の方向性

箱根山地等の景観と生態系の保全などを図るため、自然公園の適正利用を図る取組を進めるとともに、公益的機能を発揮するための森林整備やニホンジカ・ニホンザルの管理などの取組を推進します。

[箱根エリアの位置と拡大図]



凡例

■ 森林部分*

*「森林法」第2条において規定される森林及び同法第5条において規定される地域森林計画の対象とする森林部分



主な取組

<自然公園の適正利用の推進>

富士箱根伊豆国立公園（箱根地域）、県立真鶴半島自然公園及び県立奥湯河原自然公園の自然環境の保全及び適正利用を推進するため、歩道、園地等の県有自然公園施設の維持管理を行うとともに、国立公園では、国、市町、ボランティア等が連携して進める自然公園の利用マナーの向上に向けた普及啓発や外来植物の除去等の取組に協力します。

<地域特性に応じた森林整備の推進>

水源かん養機能など公益的機能の高い森林づくりを目指して、「かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」に基づいて、水源の森林づくり事業を実施するとともに、市町が主体となって取り組む水源林の確保・整備や森林所有者が行う間伐などの森林整備を支援します。

また、県営林や保安林の整備等を通じて、森林の持つ公益的機能の発揮を図ります。

<ニホンジカ・ニホンザルの管理>

ニホンザル西湘地域個体群について、地域個体群を維持しつつ、農業被害、生活被害及び人身被害を防止するため、「ニホンザル管理計画」に基づいて市町を中心に地域が主体となって行う捕獲や追い払いなどの取組を財政的、技術的に支援します。

また、ニホンジカの分布拡大による被害の拡大を防止するために、「ニホンジカ管理計画」に基づいて市町が行う管理捕獲や被害防除対策を支援するとともに、モニタリングによって生息状況を把握しながら、森林の林床植生の衰退を未然に防止するための対策に取り組めます。

(3) 山麓の里山エリア

取組の方向性

生物多様性の保全を含めた農業の有する多面的機能と、それを支える農林業の営みを維持するため、里地里山の保全等の促進や地域における農地等保全の共同活動への支援、野生鳥獣との棲み分けに向けた対策などを進めます。また、市町村等による森林整備への支援や里山自然環境を生かした都市公園の整備や管理運営などを進めます。

[山麓の里山エリアの位置と拡大図]



凡例

■ 森林部分*

*「森林法」第2条において規定される森林及び同法第5条において規定される地域森林計画の対象とする森林部分



主な取組

<里地里山の保全等の促進>

里地里山の有する多面的な機能を発揮し、次の世代へ継承するため、里地里山保全等地域の選定や、保全活動を行う団体への支援を行い、里地里山の保全、再生及び活用を促進します。

また、里地里山の保全等に取り組む団体と企業、大学等との連携強化を促進するとともに、都市住民等の里地里山の保全等への参加や県民理解を促進します。

<農業の有する多面的機能の発揮の促進>

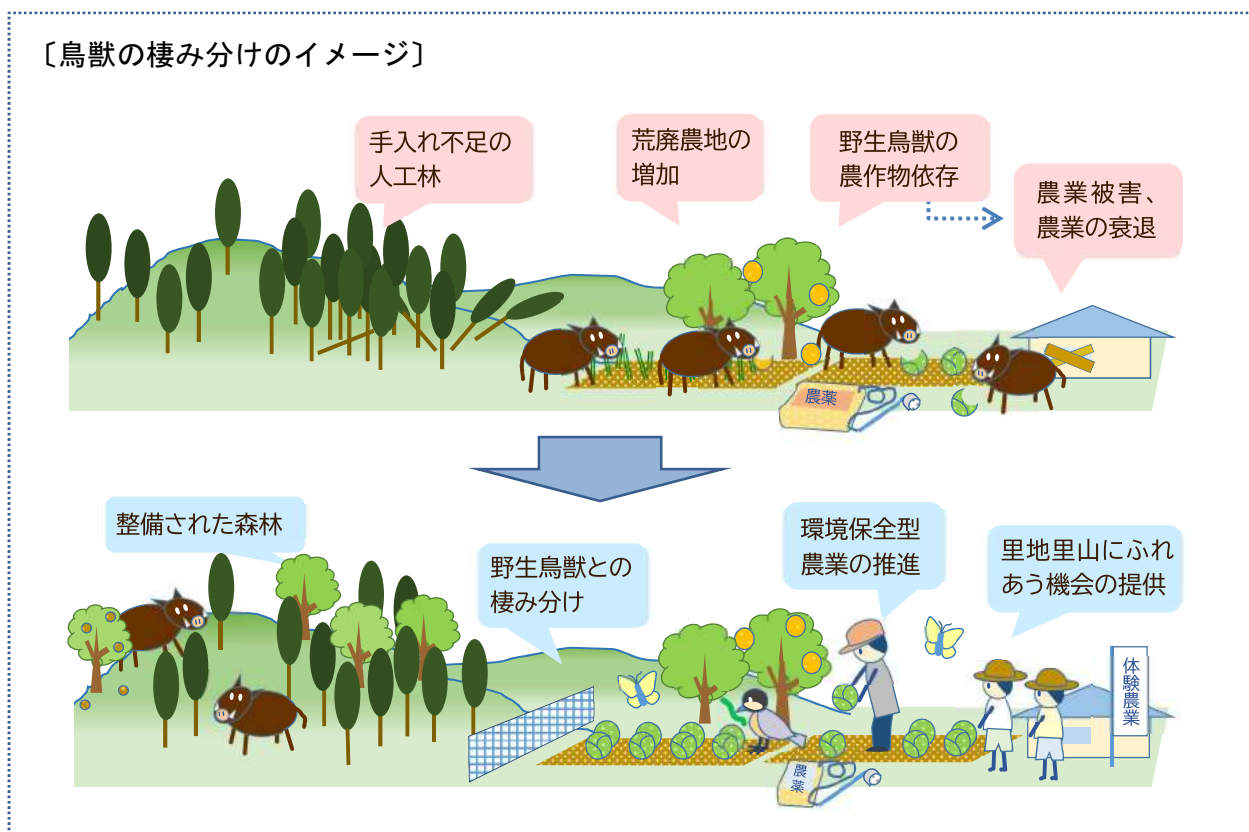
農業の有する多面的機能の発揮を図るため、地域ぐるみで行う農地や農業用水、農道等の適切な維持・保全活動や、山あいの条件が不利な地域等における農業生産活動への支援を行います。

また、堆肥を使用した土づくり等を通じて化学合成農薬や化学肥料の使用を減らし、環境への負荷を軽減した環境保全型農業を推進します。

<野生鳥獣との棲み分け>

農業被害や生活被害、人身被害など野生鳥獣との軋轢を軽減していくため、ニホンジカ、ニホンザル、イノシシの管理を含めて、地域が主体となって取り組む鳥獣の捕獲や追い払い、防護柵の設置、藪の刈り払い等の対策を支援します。

また、特定外来生物に指定されているアライグマについて、農業被害等の防止や生態系への影響の軽減を図るため、「アライグマ防除実施計画」に基づき市町村と連携して捕獲などの対策に取り組めます。



<地域特性に応じた森林整備・自然公園の施設整備・都市公園の整備の推進>

市町村を主体とする水源林の確保・整備や森林所有者等が行う森林整備への支援などを行うとともに、県立陣馬相模湖自然公園の施設整備と維持管理を行います。

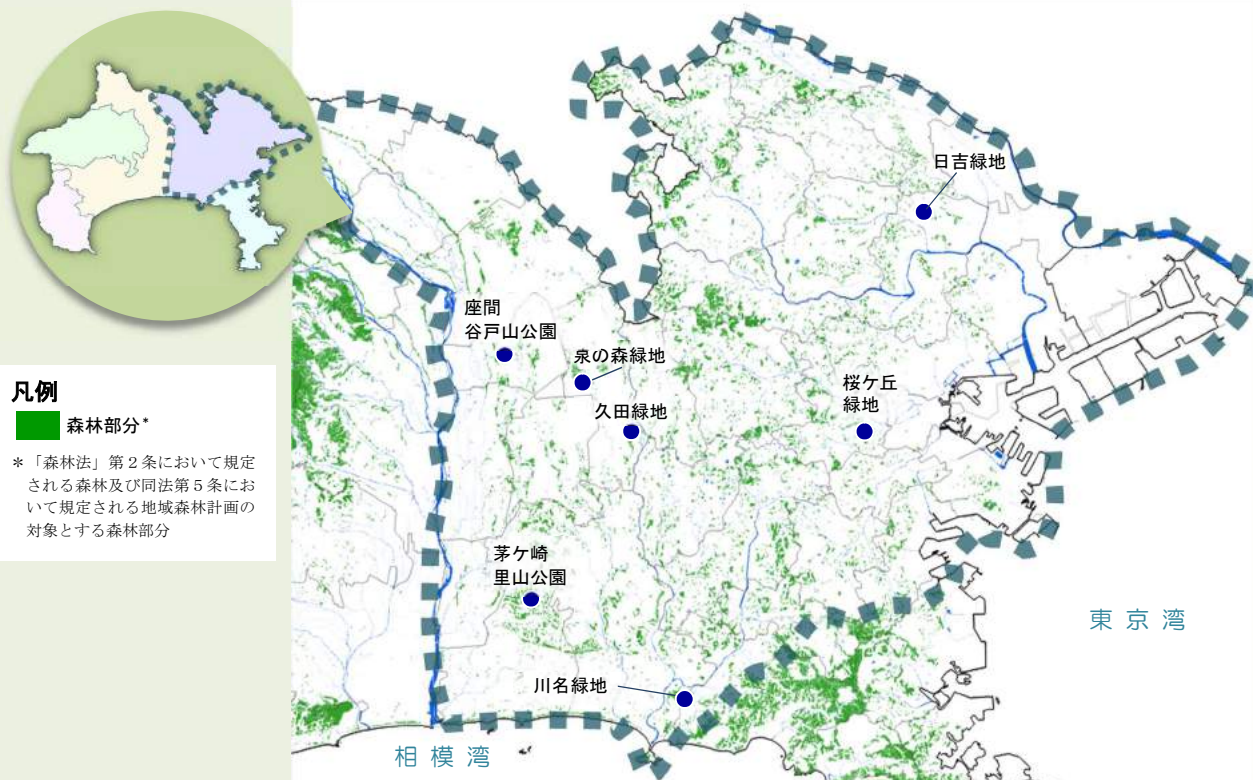
また、山麓の里山の自然を生かした山北つぶらの公園などの都市公園の管理運営を行います。

(4) 都市・近郊エリア

取組の方向性

都市に残された身近な自然を保全するため、都市公園の整備や管理運営を行うとともに、トラスト制度※など多様な主体との連携・協働による緑地の保全、里地里山の保全等の促進、環境保全型農業の推進などの取組を進めます。

[都市・近郊エリアの位置と拡大図]



主な取組

<都市公園の整備及び適切な管理運営>

里山の特徴を生かした茅ヶ崎里山公園や自然生態観察公園としての座間谷戸山公園など、自然環境の保全と活用を視点とした都市公園の整備や、自然とのふれあいや学習も含めた管理運営を行います。

<トラスト制度などによる緑地の保全>

市町による特別緑地保全地区等の指定に協力するとともに、規制等による保全が困難な優良な緑地を保全するため、かながわトラストみどり基金を活用した緑地の買入れを行います。

また、身近なみどりを守り、次の世代へ引き継いでいく「かながわのナショナル・トラスト運動※」を推進します。

<里地里山の保全等の促進>

里地里山の有する多面的な機能を発揮し、次の世代へ継承するため、里地里山保全等地域の選定や、保全活動を行う団体への支援を行い、里地里山の保全、再生及び活用を促進します。

また、里地里山の保全等に取り組む団体と企業、大学等との連携強化を促進するとともに、都市住民等の里地里山の保全等への参加や県民理解を促進します。

<農業の有する多面的機能の発揮の促進>

農業の有する多面的機能の発揮を図るため、農地や農業用水、農道等の適切な維持・保全など、地域ぐるみの共同活動を支援するとともに、堆肥を使用した土づくり等を通じて化学合成農薬や化学肥料の使用を減らし、環境への負荷を軽減した環境保全型農業を推進します。

<アライグマ防除対策の推進>

特定外来生物に指定されているアライグマによる生活被害や農業被害を防止し、懸念されている生態系への影響を軽減するため、外来生物法に基づく「アライグマ防除実施計画」に基づき市町等と連携して捕獲などの対策に取り組みます。同じく特定外来生物に指定されているクリハラリスについても、市町と連携して捕獲などの防除に取り組みます。

(5) 三浦半島エリア

取組の方向性

三浦半島に残された自然を保全するため、トラスト制度など多様な主体との連携・協働による緑地の保全、地域資源を生かした自然とのふれあいや体験学習の場の提供、環境保全型農業の推進、特定外来生物に指定されているアライグマ等の防除などの取組を進めます。

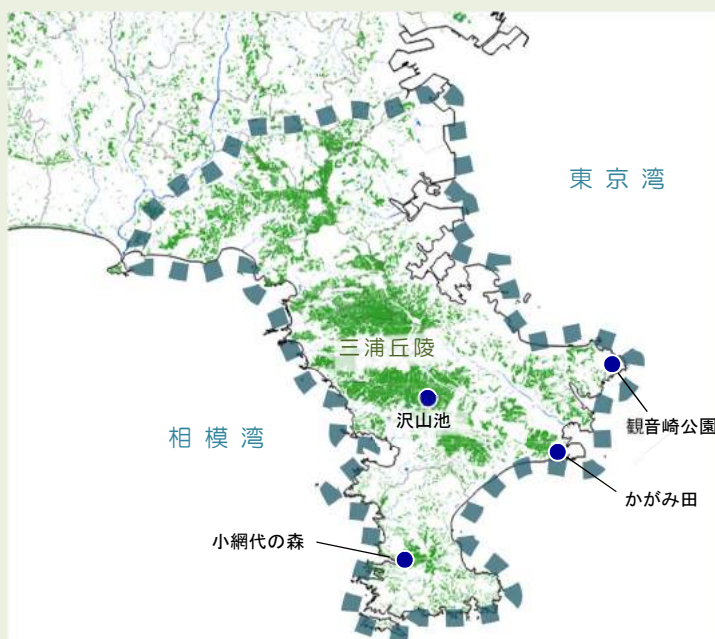
[三浦半島エリアの位置と拡大図]



凡例

■ 森林部分*

*「森林法」第2条において規定される森林及び同法第5条において規定される地域森林計画の対象とする森林部分



＜地域制緑地やトラスト制度による緑地の保全＞

古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（以下「古都保存法」という。）及び首都圏近郊緑地保全法を活用して大規模緑地を保全するとともに、市町が行う特別緑地保全地区等の指定に協力します。県有地として取得した緑地については、防災工事など計画的な維持管理等によって質の向上を図り、小網代の森などでは、企業、地域住民、団体、市町などとの連携による緑地の保全活動を実施します。

また、住民や団体等による里地里山などの保全活動を支援するとともに、身近なみどりを守り、次の世代へ引き継いでいく「かながわのナショナル・トラスト運動」を推進します。

＜都市公園の整備及び適切な管理運営＞

自然環境を保全・活用した都市公園の整備や適切な管理運営を行います。

また、自然体感ハイキングなどのイベントの開催を通じて、国営公園の必要性について県民への周知を図るなど、三浦半島国営公園（仮称）の誘致活動を進めます。

＜地域資源を生かした自然とのふれあいの推進＞

自然環境を保全することの大切さについて理解を促進するため、緑地や海岸など三浦半島の自然を生かして小網代の森、観音崎公園などにおいて体験学習や自然とふれあう取組を推進します。

また、第一次産業が盛んな地域特性を生かした農業体験や観光農園等に関する情報提供を行います。

＜農業の有する多面的機能の発揮の促進＞

農業の有する多面的機能の発揮を図るため、農地や農業用水、農道等の適切な維持・保全など、地域ぐるみの共同活動を支援するとともに、堆肥を使用した土づくり等を通じて化学合成農薬や化学肥料の使用を減らし、環境への負荷を軽減した環境保全型農業を推進します。

＜アライグマ防除対策等の推進＞

アライグマによる農業被害や生活被害を防止し、懸念されている生態系への影響を軽減するため、「アライグマ防除実施計画」に基づき市町等と連携して捕獲などの対策に取り組みます。

同じく特定外来生物に指定されているクリハラリスについて、市町と連携して捕獲などの防除に取り組みます。

(6) 河川・湖沼および沿岸エリア

取組の方向性

生きものにとって、かけがえのない生息・生育環境となっている河川・湖沼及び沿岸域を保全していくため、生きものに配慮した川づくりや砂浜の回復・保全、持続可能な水産業などを進めます。

[河川・湖沼および沿岸エリアの位置]



主な取組

<自然環境に配慮した川づくり>

魚類の生息に重要な瀬と淵の創出、自然石や木を用いた河川構造物、コンクリート護岸の表面を土で覆い緑化するなど、多自然川づくり※を推進します。

また、水源として利用している河川の自然浄化や水循環の機能を高めるため、河床に自然石を敷く、河床を水が浸透する工法をとるなど、市町村が行う河川水路等の環境整備を支援します。

<総合的な土砂管理と海岸の保全>

土砂が生産される上流域から海岸域までの連続性を捉え、それぞれの地域における土砂移動の特性※を踏まえた土砂の生産の抑制や流出の調節等の対策により、適切な土砂の流れを回復し、災害の防止、生態系の回復・保全などを図ります。

海岸侵食が進む相模湾沿岸では、総合的な土砂管理による「山・川・海の連続性をとらえたなぎさづくり」の一環として、計画的な養浜など各海岸の状況に応じた侵食対策を実施します。

また、海岸保全施設の整備に当たっては、事前に生態系について調査・分析し、生きものの生息・生育環境の保全に配慮します。

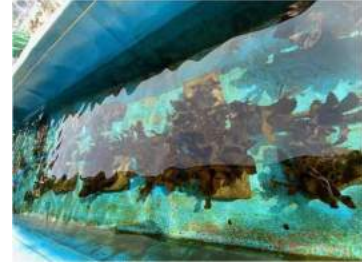
<沿岸域の環境保全>

水産資源をはぐくむ藻場の消失を防ぐための対策、磯焼けで消失した藻場の再生のための研究及び、水質浄化作用が見込まれる二枚貝の増養殖の振興等により、漁場環境の改善を図るとともに、漁業者等に藻場の再生に係る技術的な助言・指導を行います。



キャバツを食べるムラサキウニ（キャバツウニ）

水産技術センターでは、磯焼け対策で除去されるムラサキウニを有効活用するため、流通規格外の三浦産キャバツを餌として、身入りや色彩を良くするなど、品質向上による利用促進を進めています。



早熟性カジメの育成の様子

水産技術センターでは、相模湾で重要な海藻である「カジメ」を増やすため、通常のカジメより早く成熟し次世代を残すことで藻場再生の効果が高いと期待される「早熟性カジメ」の研究をしています。

<持続可能な水産業の推進>

持続可能な水産業を推進するため、魚種ごとに資源管理指針・方針を策定し、主要な水産資源のモニタリング等を行いながら、適切な資源管理を推進するとともに、種苗の放流等に適している種や放流量の目標などを定めて計画的かつ効果的に栽培漁業を推進します。

東京湾では、埼玉県、千葉県及び東京都とともに、富栄養化の原因物質である窒素及びリンの流入の総量規制を行い、水質の改善・維持を図ります。

<水域の生態系保全に関する調査研究>

川や湖に生息する魚類の生息環境の改善や生態系復元の研究、水生生物等の資源・生態の調査、遺伝的多様性に配慮した栽培漁業の試験研究、希少魚の遺伝子保存の研究など水域の生態系保全に関する調査研究に取り組みます。

2 生物多様性の保全に資する広域的な取組

(1) 広域的な緑地保全を通じた生態系の多様性の保全

<広域的な緑地保全の方向性>

本県は、県西部の箱根や丹沢大山、三浦半島や足柄山地にまとまったみどりが存在しています。川崎から横浜にかけて広がる多摩丘陵は都市化されつつも、ネットワーク上に緑地が保全されています。河川は東部に多摩川や相模川や酒匂川、湖沼は芦ノ湖をはじめとする湖沼、海域は東京湾や相模湾など、多様な自然が都心からアクセスしやすい位置にあります。

このことは、本県の自然環境が開発で失われやすいことにも繋がっており、1972（昭和47）年に57.9%であった緑地率（森林面積と農用地が県土に占める割合）は、2018（平成30）年には46.9%まで低下しています。さらに、開発により緑地の孤立化が進むと、動植物の個体間の交流を困難にさせるとともに、他の個体群との交流の機会を失わせ、繁殖に必要な個体数が確保できなくなるなど、動植物種の絶滅や減少、生物多様性の損失をもたらします。

このような条件の下、本県では概ね図21のような法制度を活用した緑地保全が行われています。横浜市、川崎市、相模原市の緑地は主にそれぞれの政令指定都市によって保全され、他の地域でも各市町村の協力の下で保全されています。今後もこのような枠組みを維持しつつ、「トラスト緑地」や「自然共生サイト」など、法制度によらない補完的な仕組みを活用しながら保全します。

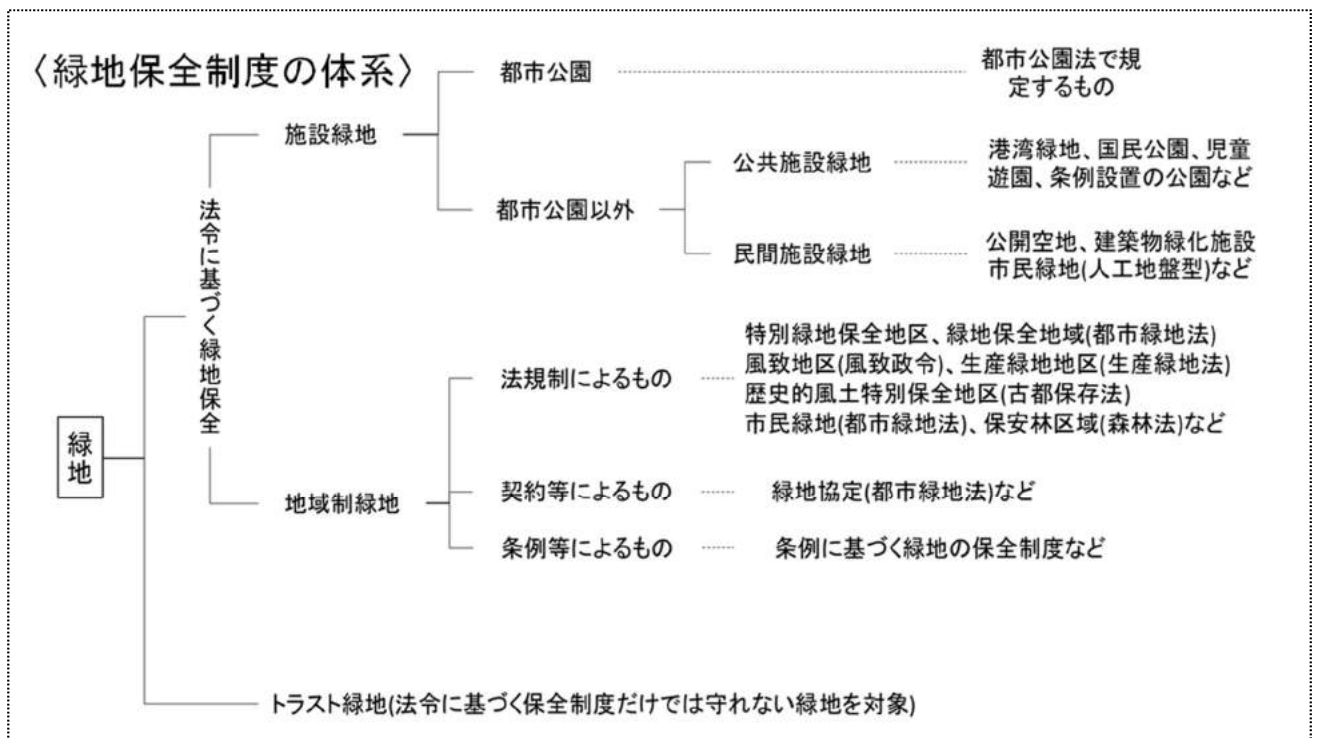


図21 緑地保全制度の体系

緑地保全により、動植物の生息・生育、拠点として生物多様性の保全に寄与するとともに、レクリエーション、防災、地域らしさのある景観の形成など、さまざまな機能が発揮されます。

なお、生物多様性を確保していくためには、緑地の量を確保するのみならず、動植物の生息・生育環境を改善するなど緑地の質の向上を図ることが大切です。

① 近郊緑地特別保全地区（近郊緑地保全区域）

近郊緑地保全区域は、首都圏近郊緑地保全法第3条第1項の規定に基づき、首都圏近郊整備地帯内の緑地のうち、無秩序な市街化のおそれ大きい地域で、その防止効果があるなど一定の要件に該当する区域を保全するために国土交通大臣が指定するものです。県内では、多摩・三浦丘陵に残された大規模緑地を中心に指定されています。

このうち、近郊緑地保全区域内の枢要な部分について、県（政令指定都市内においては、当該市）は都市計画に近郊緑地特別保全地区を定めることができ、県内では三浦市の小網代の森のほぼ全域や円海山・北鎌倉近郊緑地保全区域の一部などを指定しています。近郊緑地特別保全地区に指定されると、建築物の建築等一定の行為について、知事（市の区域は市長）の許可が必要となります。この規制によって土地利用に著しい支障を来した場合は、地方公共団体等による土地の買入れ制度等があります。

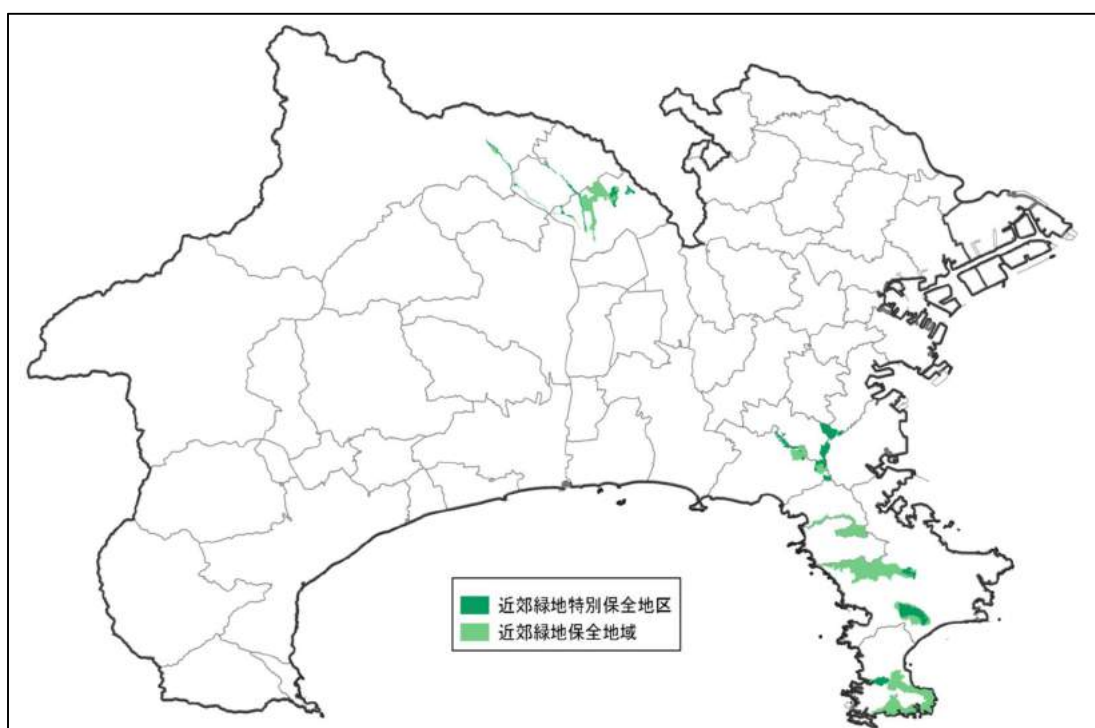


図22 近郊緑地特別保全地区（近郊緑地保全区域）の現況図

[2023（令和5）年3月現在]

現在の近郊緑地特別保全地区は、引き続き指定を維持しつつ、民有緑地においては、民有のまま緑地の機能が維持・保全されるよう官民連携します。

本県の自然環境の骨格となる大規模緑地、地域における特徴的な自然景観を有する緑地、多様な野生生物の生息・生育環境として良好な生態系が維持されている緑地など特に良好な自然環境を有する緑地について、開発動向などを踏まえて、市町の協力を得ながら指定を検討します。



逗子・葉山近郊緑地特別保全地区
（逗子市及び葉山町）

三浦半島においては、ネットワーク状に保全されている近郊緑地保全地区の自然の保全・再生・活用を図り、首都圏や海外からも多くの人を訪れ、楽しめるよう、半島全体を魅力ある「公園」のような空間とすることを目指し、その中核となる国営公園の設置の早期実現と、緑の保全・活用の促進について、国に要望します。

県は、NPOや緑地の維持管理・利活用を行う団体が緑地の機能を増進し、保全のための利活用ができるよう努めます。



鎌倉近郊緑地特別保全地区
(鎌倉市今泉 円海山・北鎌倉)

② 歴史的風土特別保存地区（歴史的風土保存区域）

古都保存法に基づき、本県では、鎌倉市と逗子市が、わが国往時の政治、文化の中心等として歴史上重要な地位を有する「古都」として定められています。歴史的風土保存区域は、同法第4条第1項の規定に基づき、歴史的風土を保存するために必要な土地の区域について、国土交通大臣が指定するものです。

このうち、歴史的風土の保存上、枢要な部分を構成している地域について、県は都市計画に歴史的風土特別保存地区を定めることができます。指定されると、建築物の建築等一定の行為について、知事の許可が必要となります。この規制によって土地利用に著しい支障を来した場合は、県による土地の買入れ制度等があります。

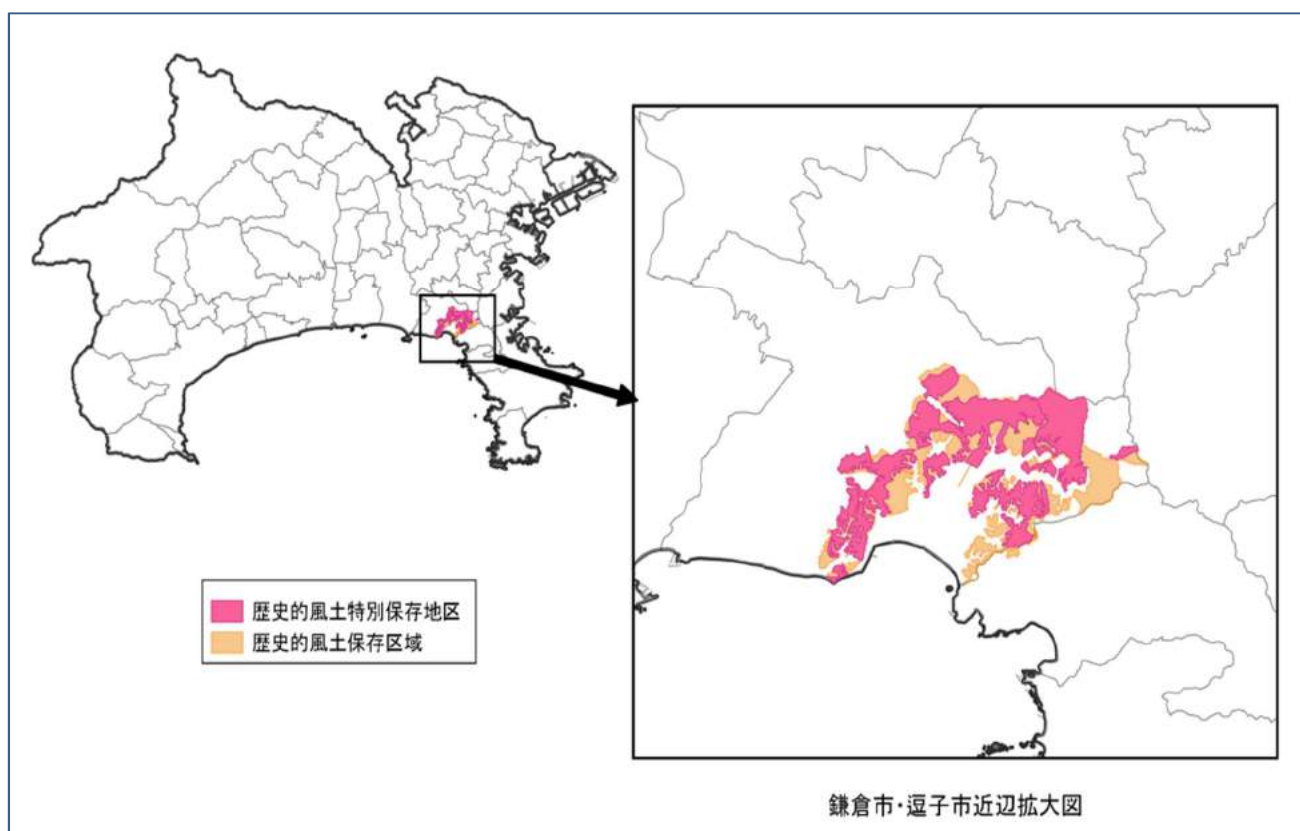


図23 歴史的風土特別保存地区（歴史的風土保存区域）の現況図

[2023（令和5）年3月現在]

こうして保全された緑地は古都の歴史的景観を構成している一方、住宅地と急峻な斜面緑地が近接し過ぎているという地形的条件により、台風や大雨等による緑地の倒木で崖下の民家に被害を与える例が生じています。

現在の歴史的風土特別保存地区については、引き続き指定を維持します。

また、住宅に近接した斜面緑地であるなど、災害の危険性が高い県有緑地で、倒木の恐れがある樹木の伐採や法面の防災対策工事を進めます。



歴史的風土特別保存地区
（鎌倉市扇ヶ谷 寿福寺）



住宅地に近接した緑地の倒木による被害
(鎌倉市内)



住宅に近接した県有緑地の防災工事の例
(鎌倉市坂ノ下)

③ 自然環境保全地域

自然環境保全地域は、自然環境保全条例に基づき、優れた天然林や植物の自生地などの良好な自然環境を有する地域を指定するもので、本県では自然公園周辺部の良好な自然環境を有する地域や都市部の比較的小規模ではあるが良好な自然環境を有している緑地などを指定しています。

このうち、相模原市の石砂山地区を、特に良好な自然環境を有している特別地区として指定しています。自然環境保全地域に指定されると、建築物の建築等一定の行為について知事への届出（特別地区は許可）が必要となります。

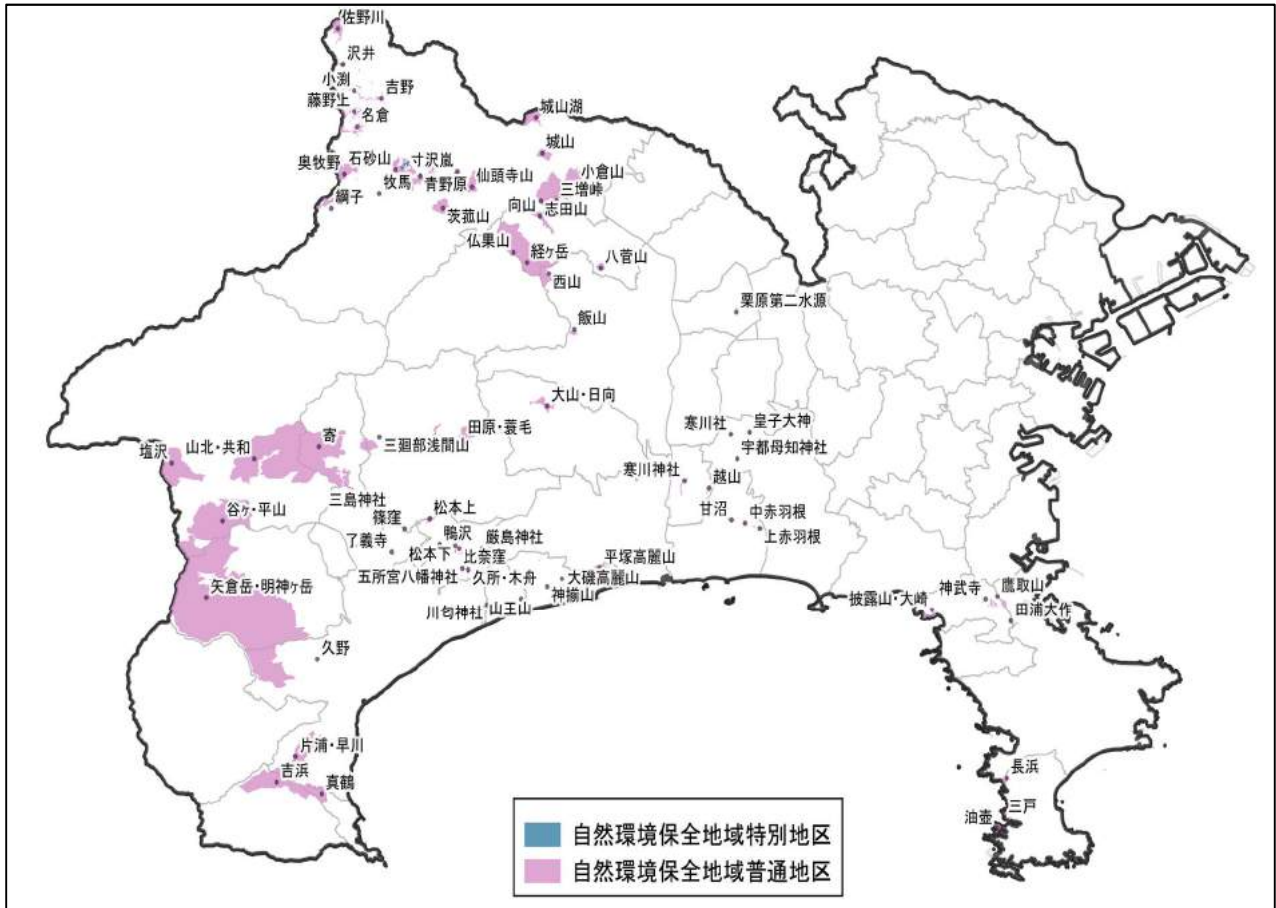


図24 自然環境保全地域の現況図

[2023（令和5）年3月現在]

現在の自然環境保全地域については、原則として指定を維持するとともに、多様な野生生物の生息・生育環境として良好な生態系が維持されている緑地など、良好な自然環境を有し、自然的・社会的諸条件から見て、その区域の自然環境を保全することが必要である地域について、指定を検討します。

ただし、他の手法の適用が可能な場合は、自然環境保全地域とは重複指定せず、原則として、特別緑地保全地区など、より保全効果が高い手法を優先的に検討することとします。

なお、自然環境保全法に基づき環境大臣が指定する地域として、ほとんど人の手の加わっていない原生の状態が保たれている原生自然環境保全地域と、優れた自然環境を維持している自然環境保全地域がありますが、県内での指定はありません。



自然環境保全地域 特別地区
(相模原市緑区牧野 石砂山)

④ 自然公園

自然公園には、自然公園法に基づき、環境大臣が指定する国立公園及び国定公園と、自然公園法及び神奈川県立自然公園条例（以下「自然公園条例」という。）に基づき、知事が指定する県立自然公園があります。

優れた自然の風景地を土地の権原に関わりなく指定し、自然公園法及び自然公園条例に基づいて、建築物の新築などに対する行為規制や必要な公園施設の整備・維持管理などを行うことにより、保護及び利用の増進を図っています。

本県では、富士箱根伊豆国立公園、丹沢大山国定公園、県立丹沢大山自然公園、県立真鶴半島自然公園、県立奥湯河原自然公園及び県立陣馬相模湖自然公園が指定されています。

自然公園のGIS地図

地図を掲載予定

図25 自然公園の現況図

[2023（令和5）年3月現在]



丹沢大山国定公園
（山北町玄倉 不動の峰より）



富士箱根伊豆国立公園
（箱根町仙石原湿原）

⑤ 保安林

保安林は、森林法に基づいて、水源のかん養、土砂の崩壊その他の災害の防備又は生活環境の保全・形成等、公共の目的を達成するため、農林水産大臣若しくは知事が指定するものです。流域における保安林の配備状況、社会的要請、それぞれの森林の持つ特性等を踏まえ、水源のかん養、災害の防止、保健休養等の目的を達成するために保安林として指定する必要がある森林について指定します。

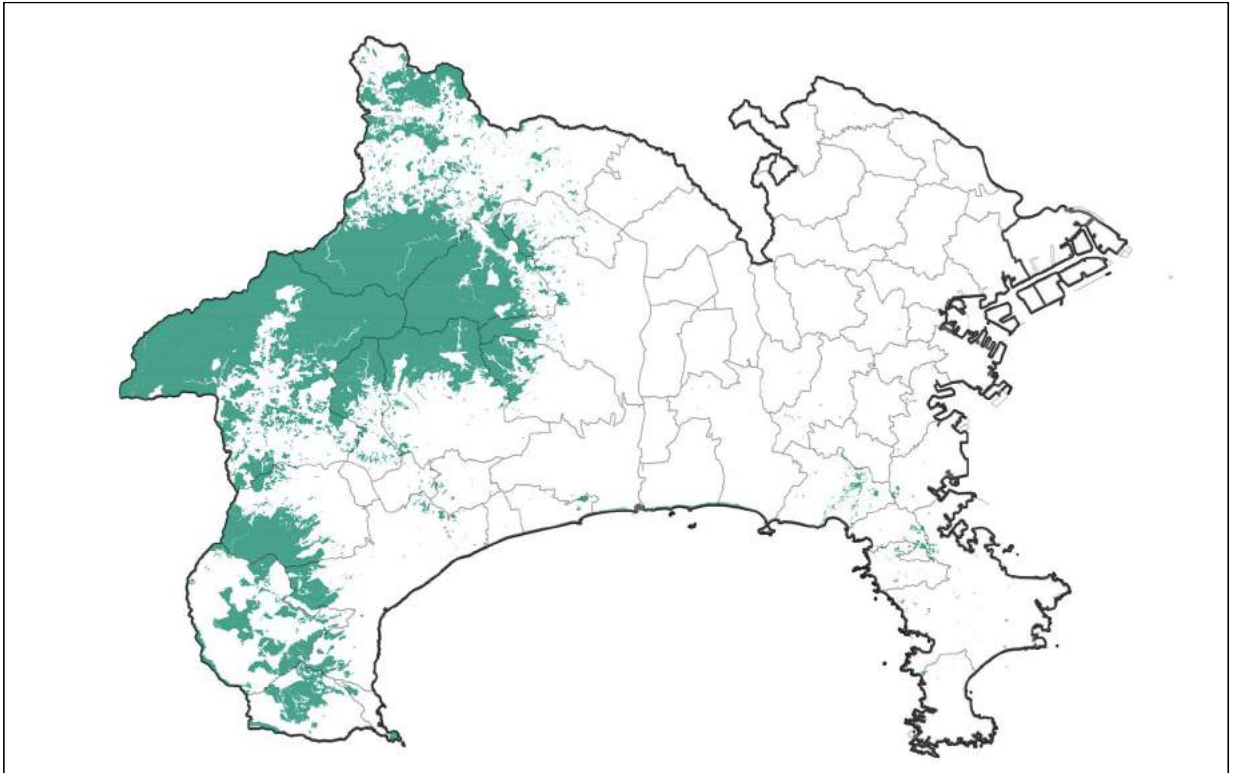


図 26 保安林の現況図
[2023（令和5）年3月現在]

⑥ 鳥獣保護区

鳥獣保護区は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づき指定するもので、本県では、行動圏が広域に及ぶ大型鳥獣など多様な鳥獣が生息する大規模生息地、鳥類の集団渡来地、身近な鳥獣の生息地などについて指定しています。鳥獣保護区のうち、鳥獣の保護又はその生息地の保護を図るため特に必要があると認める区域を特別保護地区に指定することができます。鳥獣保護区内においては、狩猟が認められないほか、特別保護地区内においては、一定の開発行為が規制されます。

鳥獣保護区に指定しなければ鳥獣の繁殖等に影響を与えるなどの状況が確認された場合は、市町村、関係者、土地所有者等と調整を行い、指定に努めます。

なお、鳥獣保護区には、知事が指定する鳥獣保護区のほかに、環境大臣が指定する鳥獣保護区がありますが、県内での指定はありません。

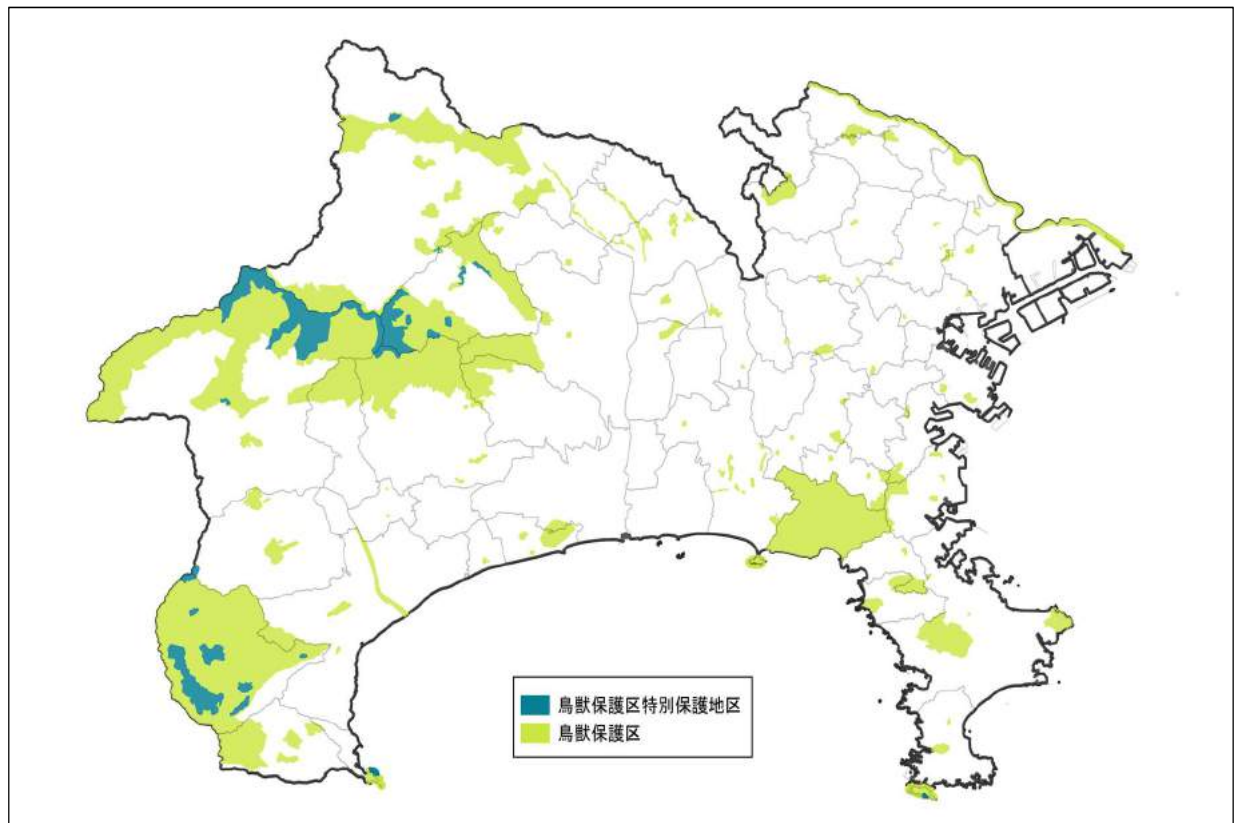


図 27 鳥獣保護区の現況図

[2023（令和5）年3月現在]

⑦ 都市公園

都市公園法に基づく公園又は緑地で、原則、公有地化したうえで、供用開始を公告することにより設置されます。これまでに、河川と一体的な境川遊水地公園、里山の特徴を生かした茅ヶ崎里山公園などの県立都市公園を整備し、管理運営を行っています。

県では、「神奈川県立都市公園の整備・管理の基本方針」を策定して、都市公園の整備と管理運営を進めています。

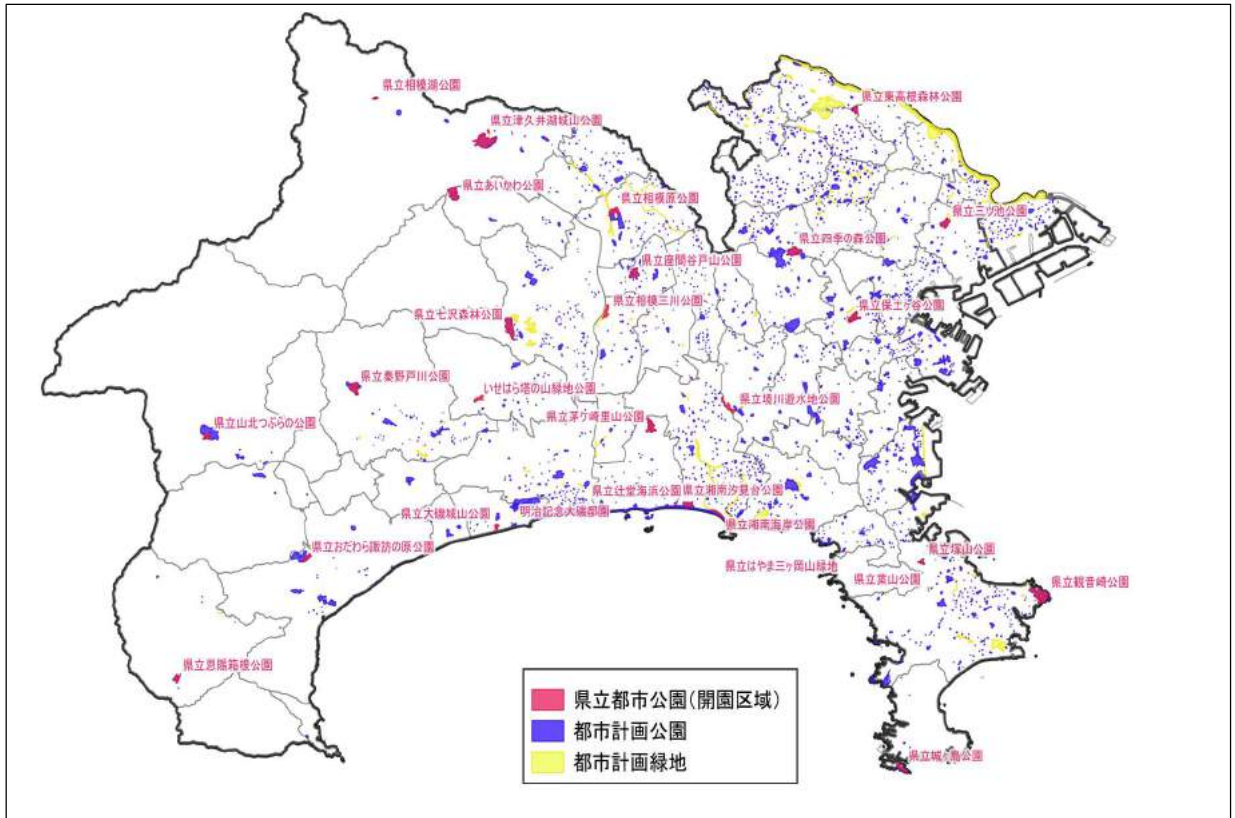


図 28 都市公園の現況図

[2023（令和5）年3月現在]

＜公園づくりの基本方針＞ 「神奈川県立都市公園の整備・管理の基本方針」より抜粋

視点Ⅰ 自然環境の保全と活用

(1) 生態系や生物多様性の保全、(2) 地球環境問題等への地域からの対応

視点Ⅱ 災害対応の推進

(3) 緊迫する自然災害への対応

視点Ⅲ ユニバーサルデザインの推進

(4) 誰もが安全・安心にすごせる公園づくり

視点Ⅳ 地域活性化への貢献

(5) 歴史や文化の継承と創造、(6) 地域と一体になった魅力の向上

視点Ⅴ 効率的で効果的な公園整備とサービス

(7) 質の高いサービスの提供、(8) 多様な主体との連携、(9) 既存公園の再生、
(10) 都市の魅力を高める都市公園整備の着実な推進

⑧ トラスト緑地

都市緑地法など現行の法制度を最大限活用しても保全を図ることができない良好な緑地について、緑地の所有者との保存契約やかながわトラストみどり基金を活用した買入れにより保全を図っています。

かながわトラストみどり基金は、県民や企業などから寄附によって支えられている基金で、神奈川のみどりを守りたいという意志を持ったお金で、直接緑地の保全を実現する仕組みです。

トラストみどり基金を活用した緑地保全は、（公財）かながわトラストみどり財団が緑地の所有者と賃貸借契約を締結して保全するという手法も用いながら行われます。

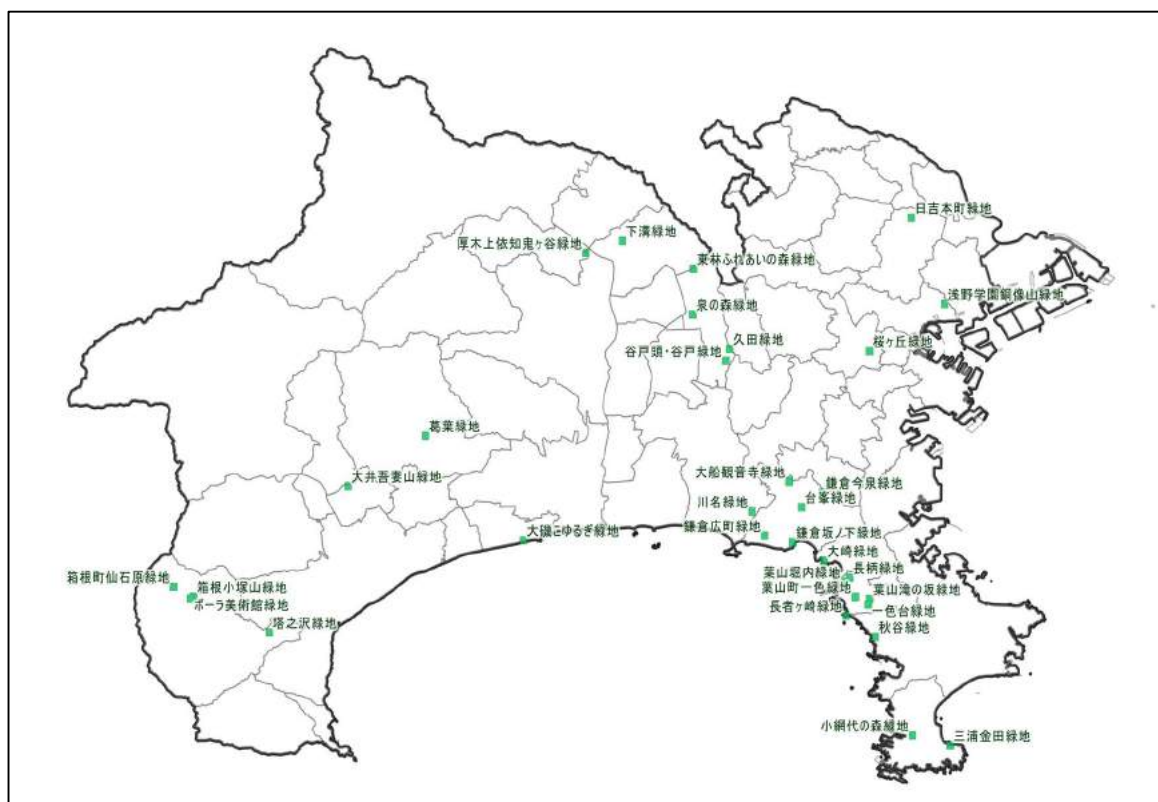


図 29 トラスト緑地の現況図

[2023（令和5）年3月現在]

なお、近年では、大規模な緑地が分断されて生じた小規模な緑地の保全の必要性が高まっていることから、2019（令和元）年度に保全対象となる緑地面積を「1ha以上」から「3,000㎡以上」に引き下げました。引き続き、将来に残す必要がありながら法制度により保全が困難な緑地について、緑地保存契約や買入れなどにより、緑地の保全を推進します。



東林ふれあいの森緑地（相模原市南区）

⑨ 特別緑地保全地区

特別緑地保全地区は、市街地に残された良好な自然環境を形成する緑地を保全するため、都市緑地法に基づき都市計画に定めるものです。都市及び都市近郊の10ha以上の大規模緑地を県、10ha未満の身近な緑地を市町が指定してきました。2012（平成24）年度からは、全て各市町の権限により指定が進められています。特別緑地保全地区に指定されると、建築物の建築等一定の行為について、知事（市の区域は市長）の許可が必要となります。この規制によって土地利用に著しい支障を来たした場合は、地方公共団体等による土地の買入れ制度等があります。

例外的に10ha以上かつ2以上の市町にまたがる場合の指定権限は県にありますが、隣接する市町の土地利用方針が著しく異なるなどの状況がある場合に限り、指定を検討していきます。

市（政令市を除く）及び町による指定に当たっては、県との法定協議を必要としますが、将来にわたって良好な自然環境の保全を図る視点から協議を行います。

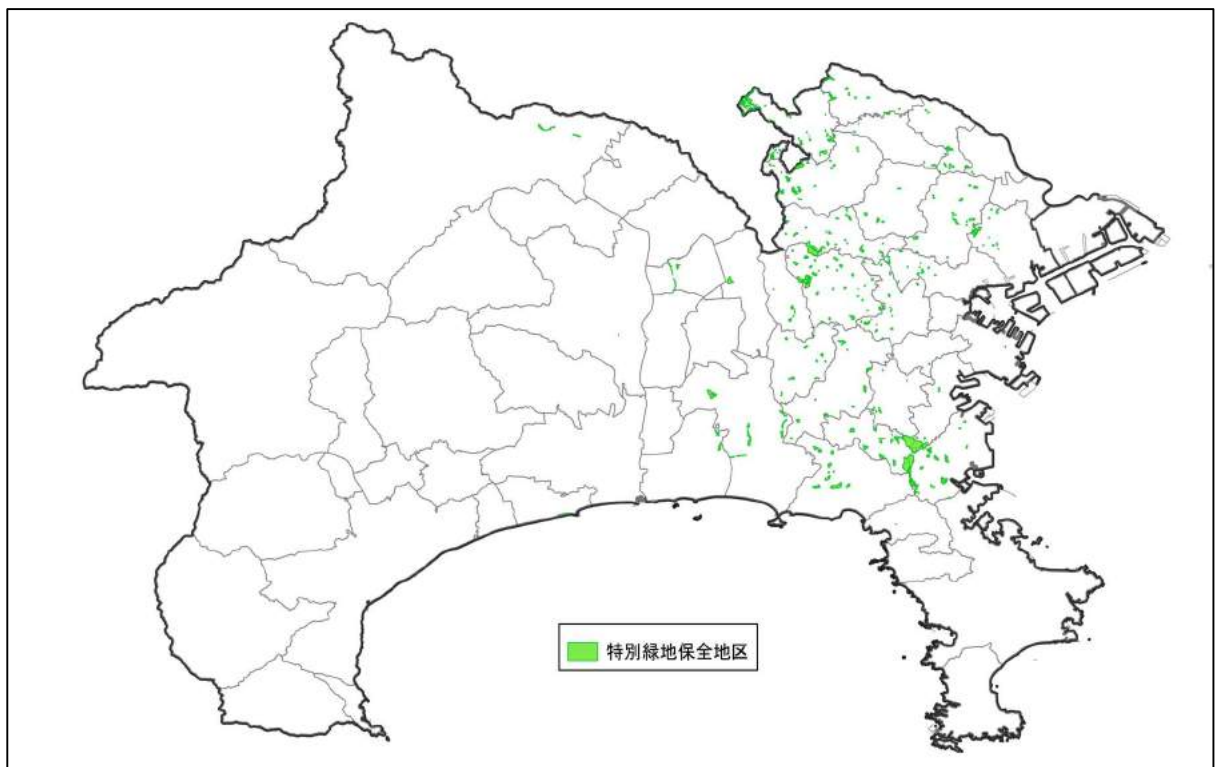


図30 特別緑地保全地区の現況図

[2023（令和5）年3月現在]

県内では、11市町278地区に822.9ha（令和5年3月末現在）が指定され、地域特性に応じた特色ある制度活用が行われています。

とりわけ川崎市と横浜市では、開発圧の高い市街地のみどりを永続的に保全するための積極的な指定がされています。鎌倉市では歴史的風土特別保存地区を取巻く緑地が指定されており、近郊緑地特別保全地区とともに緑の骨格を形作っています。

藤沢市では市北部の谷（谷戸）が一体的に指定され、生物多様性センターとして取組拠点としています。茅ヶ崎市では市北部の丘陵地が、座間市では相模川河岸段丘沿いに帯状に延びる斜面緑地が指定されています。大和市ではトラスト緑地でもある泉の森が指定され、大規模なみどりの拠点を創出しているほか、大磯町では海岸沿いの松林が指定され、隣接する都市公園と一体的となった保全が行われています。



遠藤笹窪谷特別緑地保全地区
（藤沢市遠藤）

⑩ 風致地区

風致地区は、都市の風致を維持することを目的として都市計画に定めるものです。本県では、これまで県が樹林地、丘陵地、水辺地等の良好な自然環境を保持している区域、史跡や神社仏閣等がある区域、良好な住環境を維持している区域等について、風致地区の指定を行ってきました。2012（平成 24）年度からは、各市町の権限により指定が行われています。風致地区に指定されると、建築物について建ぺい率や高さ制限などが強化されるほか、建築物の建築等一定の行為について、市町長の許可が必要となります。

例外的に 10ha 以上かつ 2 以上の市町にまたがる場合の指定権限は県にありますが、隣接する市町の土地利用方針が著しく異なるなどの状況がある場合に限り、指定を検討していきます。

市町による指定に当たっては、県との法定協議を必要としますが、広域的視点を含め、自然環境や住環境など良好な風致を保持する視点から協議を行います。

⑪ 生産緑地地区

生産緑地地区は、市街化区域において、公害や災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全等良好な生活環境の確保に相当の効用があり、かつ公共施設等の敷地の用に供する土地として適している 500 m²以上の農地について、市町が都市計画に定めるものです。県内では令和 3 年 12 月末現在で 1248.9ha の生産緑地が指定されています。生産緑地地区に指定されると、原則として 30 年間、建築物の建築等一定の行為について、市町長の許可が必要となります。

なお、平成 29 年に法改正により、以下の改正が行われました。

- 1) 面積要件について、市区町村が条例により 300 m²以上に引下げ可能とする。
- 2) 農作物等加工施設、農作物等直売所、農家レストランの設置を可能とする。
- 3) 生産緑地地区の都市計画決定後 30 年経過するものについて、買取り申出可能時期を 10 年延長できる特定生産緑地制度を創設。

市町による指定に当たっては、県との法定協議を必要としますが、地域の実情に即した指定となるよう協議を行います。

凡例：

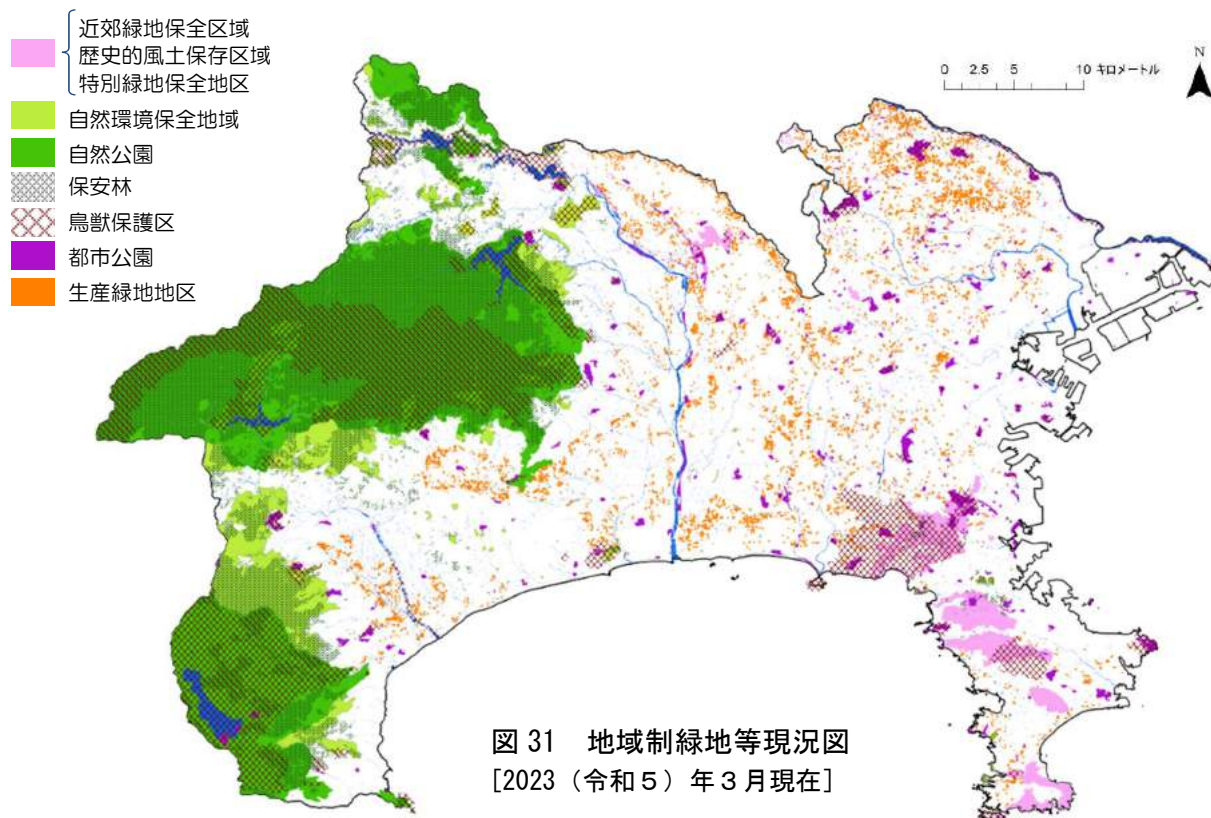


図 31 地域制緑地等現況図
[2023 (令和 5) 年 3 月現在]

表 3 地域制緑地等面積一覧 [2023 (令和 5) 年 3 月現在]

	地域制緑地 等	現状値
①	近郊緑地保全区域 (近郊緑地特別保全地区)	4,800 ha
②	歴史的風土保存区域 (歴史的風土特別保存区域)	989 ha
③	自然環境保全地域	11,236 ha
④	自然公園	55,138 ha
⑤	保安林	52,022 ha
⑥	鳥獣保護区	43,764 ha
⑦	都市公園	5,322ha
⑧	トラスト緑地面積	116 ha
⑨	特別緑地保全地区	822 ha
⑩	風致地区	14,978 ha
⑪	生産緑地地区	1,234 ha

<緑の基本計画による生態系の保全>

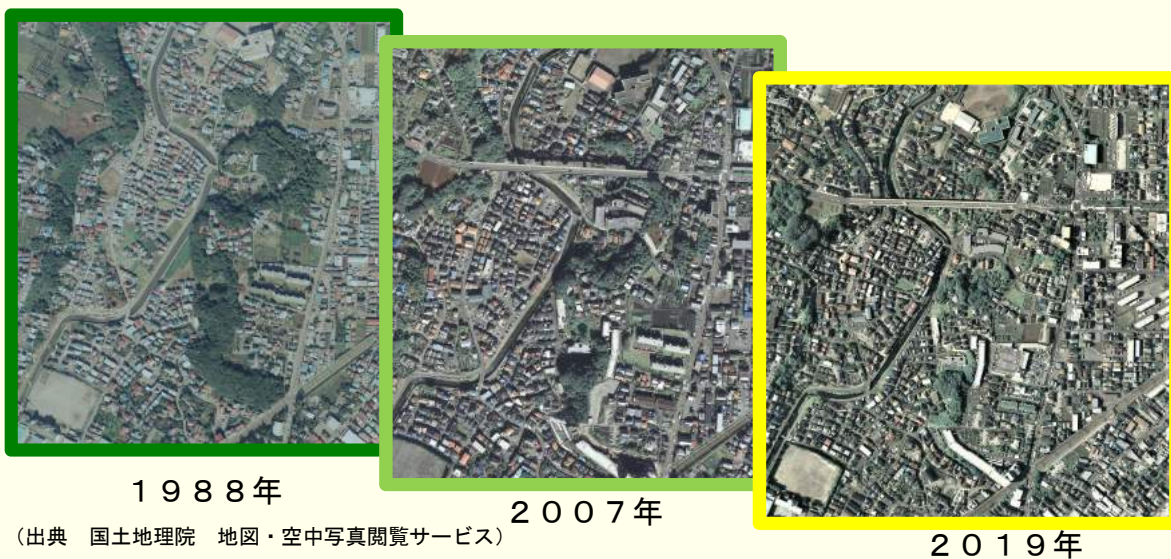
都市緑地法に基づき市町が「緑の基本計画」の策定または改定を行うに当たっての市町から県への協議を通じて、生物多様性の保全を含め県の諸計画や施策等との整合性を図り、市町と連携して生態系の保全を図ります。

【緑の基本計画策定（改定）時の配慮として望まれること】

● 生物多様性の保全に配慮した緑の基本計画の策定（改定）

生物多様性の保全は緑の基本計画の対象である「緑地」のもつ重要な機能の一つです。

特に、神奈川県東部のような都市化の進んだ地域においては、生きものの生息・生育環境となる緑地が分断される傾向にあり、都市における生きものの減少など、生物多様性の損失をもたらす一因となっています。



また、それ以外の人口減少が進む地域においても、農地や樹林地が大規模に物流倉庫や太陽光発電施設などに転用されることなどにより、生物多様性が育まれるフィールドが減り続けています。

そこで、緑の基本計画を策定するに当たり、緑の量の確保と質の向上を図るとともに、緑地の適正な配置とその有機的なネットワーク化（エコロジカルネットワーク※（図 32））を通じて、生きものの生息環境を確保していくことが望まれます。

<生きものの生息環境確保の観点からの緑の基本計画の策定（改定）の手順>

* 「緑の基本計画における生物多様性の確保に関する技術的配慮事項」（国土交通省都市局）から作成

➤ 現況調査と調査結果の分析・評価、評価結果を踏まえた課題の整理と目標設定

地形や水系、植生など自然的条件に関する調査や、土地利用の状況、関連計画等社会的条件に関する調査に際しては、動植物の分布状況の把握といった生きものの生息環境確保への配慮なども検討の上、課題を整理し、目標を設定します。

生きものの生息環境は、行政区域を超えて形成されることが重要なため、隣接市町村の計画を参照するとともに、図 33 に示したような生きものの生息状況など、県域の状況も参考にすることが望まれます。

県では、今後、市町村や関係機関等とも連携し、情報の段階的蓄積を図り、情報提供を充実していきます。

➤ 緑地の配置方針

生きものの生息環境確保に必要な中核地区などの地区を設定し、配置方針を検討します。

- ✓ 中核地区 — 都市郊外に存在し他の地域への動植物種の供給等に資する緑地
- ✓ 拠点地区 — 市街地に存在し動植物種の分布域の拡大等に資する緑地
- ✓ 回廊地区 — 中核地区と拠点地区を結び動植物種の移動空間となる河川や緑道等の緑地
- ✓ 緩衝地区 — 中核地区、拠点地区、回廊地区に対する緩衝機能を発揮する地区

➤ 施策の検討

生きものの生息環境確保のための緑地の保全を図るため、「ア 緑地等を保全する制度の活用」で示した制度のほか、活用可能な手法としては、次のようなものが考えられます。

- ✓ 地区計画等緑地保全条例制度（都市緑地法第 20 条）
- ✓ 地区計画等緑地率条例制度（都市緑地法第 39 条）
- ✓ 緑地協定制度（都市緑地法第 45 条、第 54 条）
- ✓ 市民緑地制度（都市緑地法第 55 条）
- ✓ 緑化地域制度（都市緑地法第 34 条）
- ✓ 市民農園制度（市民農園整備促進法）
- ✓ 保存樹・保存樹林の指定
- ✓ 公共施設緑化、緑道や街路樹の整備、道路法面緑化等
- ✓ 市民との協働による緑地保全の仕組み

➤ モニタリング（計画策定後）

緑の基本計画策定後もモニタリングを継続的に実施し、施策の効果や目標の達成状況等を十分に把握・検証した上で、緑の基本計画の必要な見直しを行っていくことが必要です。

モニタリングデータについて可能な限り県や隣接市町村等と情報共有を図り、施策の充実を図っていくことが望まれます。

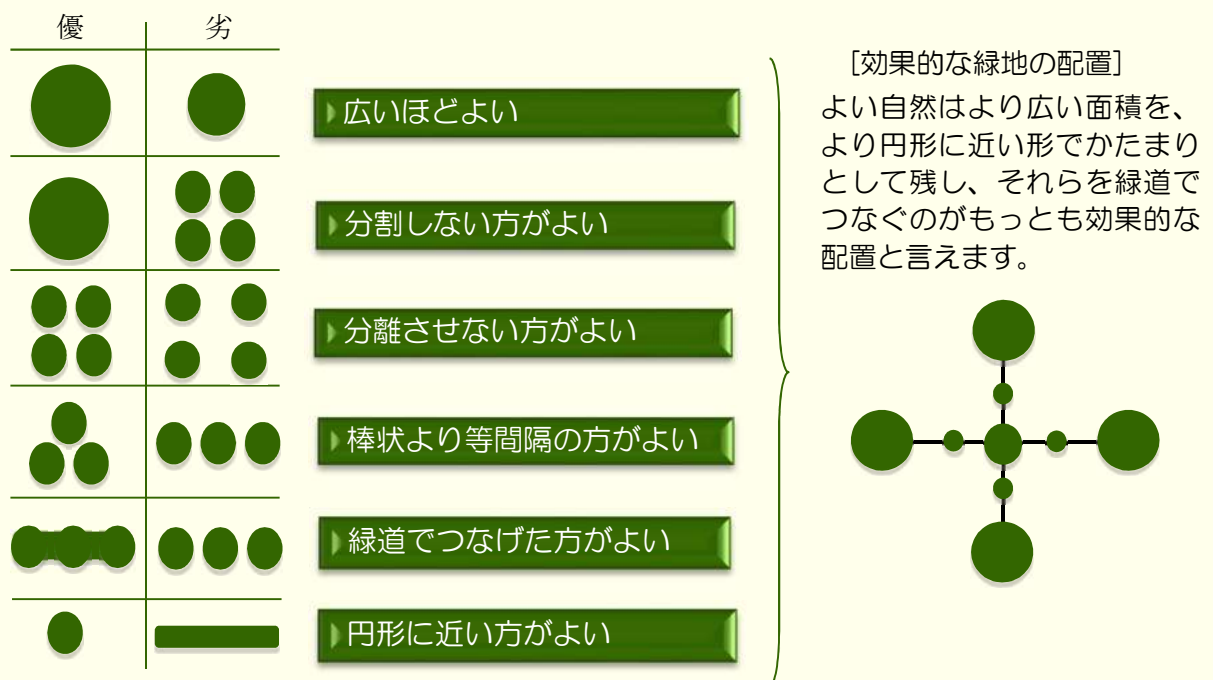


図 32 エコロジカルネットワークの形成 生態系の拠点間の連携の確保
[環境省 平成 8 年版環境白書 を基に作成]

● 緑地の持つ様々な機能を生かしたまちづくりの観点からの策定（改定）

緑地は、生きものの生息・生育環境をはじめ、大気の浄化や気温の調整など「環境の維持・改善」、水源かん養、良好な景観や歴史的空間の形成、健康・レクリエーション、防災など、様々な機能を有しています。これらは「グリーンインフラ」と呼ばれており、例えば、丹沢山地の森林を保全すれば水源涵養機能や防災機能を高めることができたり、三浦半島のように地域制緑地によって豊富な緑地を保全すれば、景観保全や観光資源になると同時に、気候緩和にも役立つといった複合的な機能により、社会的な問題を解決することが可能になります。

一方で急斜面の樹林地に近すぎる住宅地は土砂災害が発生する危険度が高まるなど、緑地の機能を生かすには、まちづくりの視点からの課題整理が不可欠です。緑の基本計画で、まちづくりと緑地をトータルに検討することが必要です。

● 限られた自然資源や財源を生かした生物多様性の保全（改定）

開発圧の高い都市の自然資源は限られており、計画的で合理的な手法が困難な場合があります。また、開発圧の低い山間部のみどりも、人口減少や農林業従事者の減少による担い手の減少、保全のための財源の不足などの制約があります。

県内の自治体では、特別緑地保全地区などの地域制緑地をはじめとして、市民緑地、市民の森、保存樹林制度、都市公園、自然公園、県のトラスト制度等を組み合わせて保全されていますが、財源や維持管理体制の面から行政による保全が難しいという場合は、環境省の自然共生サイトの活用も有効です。

(5) 立地ごとのみどりの特性

本市のみどりには、相模野台地から連続する北部丘陵のみどりや寒川町から続く農地のみどり、河川のみどり、海岸のみどり、まちのみどりがあります。これらには生きものを育み地域にうるおいをもたらす樹林地や農地、草地、水辺、地域住民によって守られてきた社寺林や屋敷林など、多様なみどりが残されています。

1) 北部丘陵の樹林と谷戸のみどり

北部丘陵は、斜面林と低湿地などからなる谷状の地形「谷戸」が見られる複雑な地形となっており、樹林や草地、湿地、細流などが多様な生きものの生息・生育環境となっています。また、人々の生活との関わりの中で育まれてきたクヤキや竹林などの屋敷林が見られます。これらの環境が一体となって存在することにより、本市の生物多様性が豊かなものとなっています。



市民の森のツリーハウス

自然環境評価調査では、特に自然環境上重要な地域として、清水谷、行谷、赤羽根十三園、柳谷、長谷があげられています。また、赤羽根から甘沼に続く赤羽根斜面林などの優れた景観が見られます。

また、豊かな自然と景観が残されていることから、県立茅ヶ崎里山公園や市民の森に代表されるように、市民が自然観察やハイキングなどのレクリエーションを通じて自然とふれあう場としても貴重なものとなっています。

清水谷

堤字天神原周辺にある谷戸で、源頭部にある湧き水は駒寄川の源流の一つとなっています。平成24年(2012年)3月に4.9㍓が特別緑地保全地区に指定されました。市民団体「清水谷を愛する会」により保全管理作業が行われています。

<確認されている主な生きもの>

植物：オオハナワラビ・ヒトリシズカ(樹林)、フユノハナワラビ(草地)、チダケサシ・ポントクタデ(水辺)
鳥類：ヤマガラ(樹林)
両生・は虫類：シュレーゲルアオガエル(樹林)、アオダイショウ(草地)、ヒバカリ(水辺)
昆虫類：ヤマトタマムシ(樹林)、オニヤンマ・ケラ(水辺)



赤羽根十三園

引地川水系の小糸川の源流にあたる谷戸です。平成28年(2016年)3月に約2.9㍓が特別緑地保全地区に指定されました。谷戸部分を中心に市民との保全管理作業を実施しています(年4回程度)。地区の西側を通る市道沿いの草地も生きものの生息・生育環境となっています。

<確認されている主な生きもの>

植物：ダイコンソウ・ヤマユリ(樹林)、ヒトツバハギ・ワレモコウ(草地)、チダケサシ・ツボスミレ(水辺)
鳥類：ホオジロ(草地)
両生・は虫類：ニホンアカガエル(水辺)
昆虫類：クロカナブン・トゲナナフシ(樹林)、クツワムシ・スズムシ(草地)、オニヤンマ・シマアメンボ(水辺)



茅ヶ崎市みどりの基本計画における特別緑地保全地区の紹介

茅ヶ崎市はみどりの基本計画で、「自然環境評価調査」結果を基に、エリアごとの「みどりの特性」を分析し、特別保全地区のみどりを重要度の高い自然環境として位置付けて保全に取り組んでいます。

凡例：里山指標種の種数

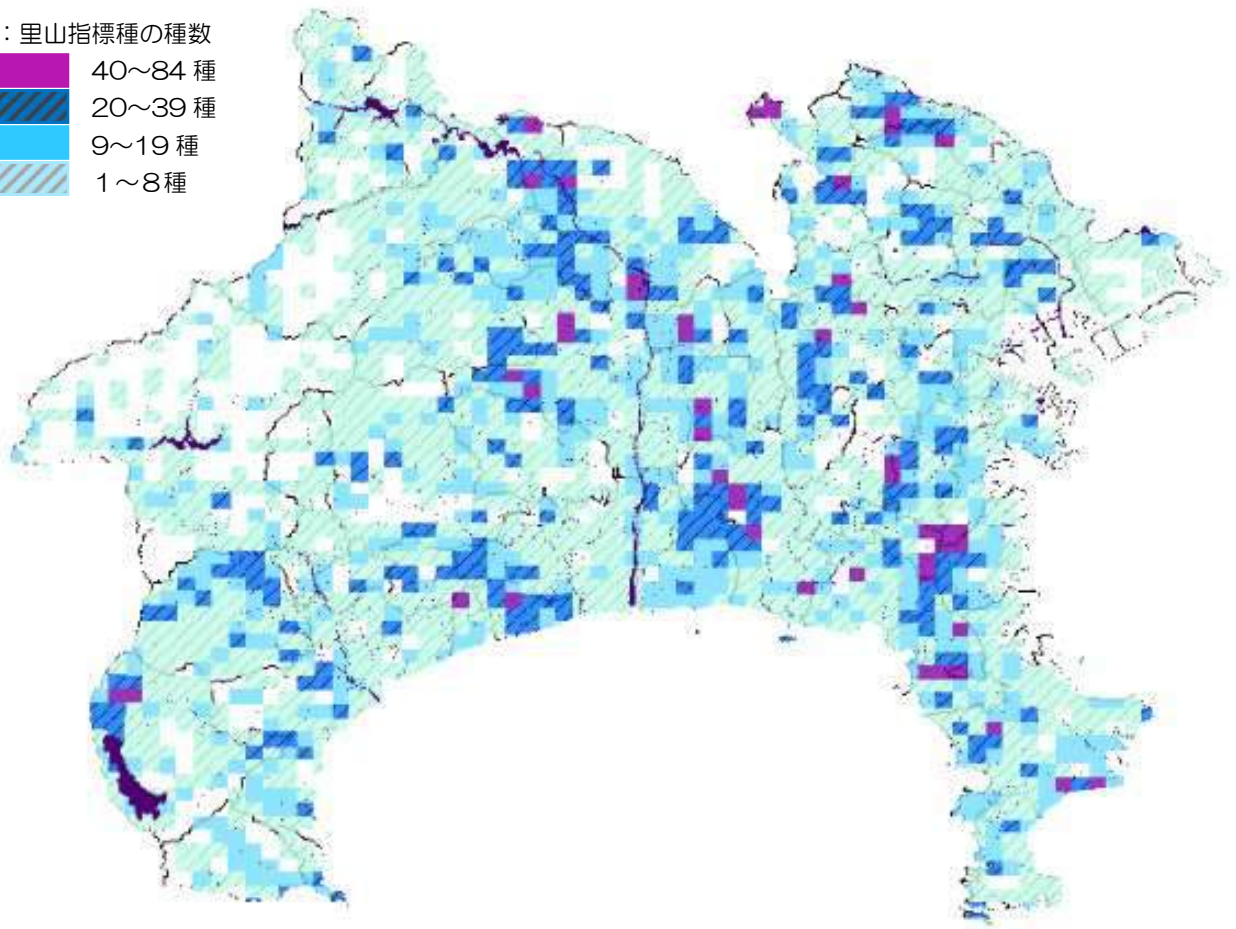
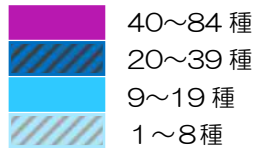


図 33 里山指標種の生息・生育状況

[2014（平成 26）年度 神奈川県生物多様性保全基本方針図作成委託事業結果から作成]

* 本県では、丹沢山地や箱根山地の山麓一帯に広がる里地里山をはじめ、酒匂川や相模川などの沿岸に広がる水田などのまとまりある農地、都市にモザイク状に存在する農地、三浦半島の大規模な丘陵やその周辺の谷戸など、種の多様性に富み、生きものの生息・生育環境としても重要な「里山・農地生態系」が各地域で見られます。

図 33 は、市町が緑の基本計画を策定する際の参考となるよう、指標となる植物と昆虫種の種数から「里山・農地生態系」の生物多様性の状況を示すものとして試験的に作成したものです。

(2) 野生鳥獣との共存を目指した取組

＜野生鳥獣との棲み分け＞

野生鳥獣との共存を目指して、人と鳥獣の棲み分けを図っていくことにより、農業被害や生活被害、人身被害など野生鳥獣との軋轢を軽減していくため、地域住民や市町村など地域の関係者が主体となった取組を促進します。具体的には、被害をもたらす鳥獣の生態や被害の状況、地域の実情等に応じて、地域住民や市町村など地域の関係者が主体となって行う鳥獣の捕獲や追い払い、農地等への侵入を防止する防護柵の設置と管理、鳥獣の隠れ場所や移動ルートとなる藪の刈り払い、鳥獣を誘引する一因となる放置された果樹の除去等の対策を支援します。

＜ニホンジカ・ニホンザル・イノシシの管理＞

林床植生など生態系への影響が大きく農林業被害も生じているニホンジカ、農業被害や生活被害、人身被害が深刻化しているニホンザル及びイノシシについて、「第5次ニホンジカ管理計画」、「第5次ニホンザル管理計画」及び「第2次イノシシ管理計画」に基づき、地域個体群の維持を図りつつ、被害等の軽減・防止を図るため、県と市町村が連携・分担して捕獲による個体数調整、森林の整備等を通じた生息環境整備及び防護柵の設置等による被害防除対策を実施します。

(3) 外来生物の監視と防除

外来生物の分布状況について県民等の協力を得て情報収集を行うとともに、防除対策の取組事例や県民による対応が可能な外来植物等の防除方法などの情報提供を行うことにより、地域主体の外来生物の防除活動を促進します。

また、特に生態系への影響や農業被害、生活被害が大きく、特定外来生物に指定されているアライグマについて、「アライグマ防除実施計画」に基づいて、生息分布域の縮小と個体数の減少を目指し、市町村等と連携して捕獲などの対策を進めるとともに、同じく特定外来生物に指定されているクリハラリスについても市町村等と連携して捕獲などの対策を進めます。

(4) 生物多様性への負荷を軽減する取組

開発などの事業に伴う生物多様性への負荷を軽減するための取組を進めます。

ア 環境に配慮した計画的な土地利用

＜神奈川県土地利用調整条例に基づく適切な開発調整＞

県民の生活や生産の共通の基盤である県土について、自然環境との調和や保全を図りながら、総合的かつ計画的な利用を推進するため、市街化調整区域などにおいて、開発や埋立を行う際、法令に基づく許認可の前に土地利用調整を行います。

＜神奈川県環境影響評価条例に基づく環境影響評価＞

道路の建設、工場・事業場の建設など一定規模以上の開発事業を行う場合、開発事業による環境への影響をできる限り低減するため、周辺の環境に及ぼす影響を、事業者が自ら事前に調査・予測・評価し、その結果を公表して、住民、事業者、行政がそれぞれの立場で意見を出し合うことにより、環境に配慮したものとする取組を進めます。

＜みどりの協定実施要綱に基づく開発時の緑地面積の確保＞

事業所の建設、住宅団地の造成、大規模小売店舗の建設、土石の採取など1ha以上の開発事業を行う場合、自然環境の維持・回復を図るため、事業者と協定を締結し、開発区域において一定規模の緑地面積を確保します。緑地面積の確保にあたっては、現存する自然度の高い植生をできる限り保存するなどの配慮について調整します。

イ 農林水産業の振興における環境への配慮

＜環境保全型農業の推進＞

環境と調和する農業の一層の推進を図るため、堆肥等による土づくりと化学肥料、化学合成農薬の使用の低減を一体的に行う生産方式を導入しようとする農業者をエコファーマーとして認定するなど、環境保全型農業を推進します。

＜水産資源の適切な管理の推進＞

持続的な水産資源の利用を図るため、魚種ごとに資源管理指針・方針を策定し、主要な水産資源の持続的なモニタリング等を行い、調査によって得られた情報を漁業関係者に提供するなど、適切な資源管理を推進します。

3 生物多様性の保全のための行動の促進

(1) 生物多様性の保全の基盤となる情報の収集と発信

県民や事業者、行政などの様々な活動主体が生物多様性の保全のための行動をとるよう、生物多様性に関する様々な情報を収集し、発信します。

<生物多様性に関する情報サイトの整備>

生物多様性に関する情報を集約して発信する情報サイトを整備し、県民や事業者等に向けて、生物多様性に関する基本的な情報や外来生物に関する情報など多様な情報をわかりやすく提供します。

<生きものの生息・生育基盤情報の収集と活用>

県内市町村や他県の博物館、大学、市民団体などと連携して、生物多様性に関する情報を収集し、共有に努めるとともに、植生や動物、昆虫などの生物相を調査し、地域の生態系を理解・保全するための取組等に活用します。

また、過去から現在に至るこれら自然史資料（証拠標本等）を県立博物館で適切に保管し、未来の環境保全活動に活かします。

さらに、県民の生物多様性への関心を高め、配慮や保全のための行動を促進するため、県民参加で生きものの情報を把握していく仕組みづくりを進めます。

(2) 多様な主体による取組の促進

県民や事業者、行政など多様な主体が行う、生物多様性への配慮や保全のための取組を促進します。

<生物多様性への配慮・保全活動情報の収集と活用>

県民、市民団体、企業、市町村などによる生物多様性への配慮や保全の取組事例などに関する情報を収集し、提供することにより、保全活動等に取り組む各主体の相互協力、交流等を支援します。

また、生物多様性に配慮した製品やサービスの認証制度など、県民の理解と行動に繋がる情報を収集し、広く県民に提供します。

<県民、企業、市町村等による取組への支援>

県民、市民団体、企業及び市町村などの生物多様性への理解を深め、その保全と配慮に向けた行動を促すため、各主体に生物多様性に関する講座、研修会などの開催を働きかけるとともに、こうした講座や、事業、自然共生サイトの申請等の相談に対し、アドバイザー派遣制度等を通じて、専門的、技術的なアドバイスを行い、ニーズに合わせたオーダーメイド型の取組支援をします。

<かながわのナショナル・トラスト運動の推進>

県内の優れた自然環境や歴史的環境を保全し、みどり豊かな美しい神奈川を次の世代に引き継ぐため、公益財団法人かながわトラストみどり財団、県民、企業、市町村等と一体となって「かながわのナショナル・トラスト運動」を推進します。

＜県民参加による自然環境保全活動の推進＞

ボランティアによる丹沢大山の自然再生に向けた活動や水源地域の森林づくりの活動など、県民参加による自然環境保全の取組を推進します。

＜マイエコ10（てん）宣言[※]の普及を通じた保全行動の促進＞

90の行動メニューから自分を取り組みたい項目を10個選んで宣言する「マイエコ10（てん）宣言」の普及を通じ、生きものを最後まで飼育することや、里地里山の保全活動等への参加など個人や企業等の行動を促進します。

（3）環境学習・教育の推進

自然が実感できる場を提供するなど、自然環境を利活用した取組等を通じて、生物多様性に関する環境学習・教育を推進します。

＜学校における環境学習・教育の推進＞

小・中・高等学校などでは、植物や動物の飼育を通して自然の仕組みを学ぶことや、学校の立地条件を生かした海や里山などでの自然体験など、身近な自然から発見をする体験的な学習などの環境教育を推進します。

また、総合的な学習の時間などでの環境学習に際して、豊富な知識・経験を有する専門家を講師として派遣することや、教員への研修講座、生物多様性に関する学習映像教材の提供を行うほか、民間企業と連携して学習に活用できる情報の発信などを行います。

＜地域における環境学習・教育の推進＞

博物館やビジターセンターなどにおいて、県民向けに生物多様性の保全や自然の仕組みなどに関する講座、自然観察会などを開催します。

また、自然観察会の指導者などを対象にした研修会を実施するなど、生物多様性に関する環境教育を担う人材の育成に取り組みます。

＜小網代の森における自然観察会などの実施＞

市民活動団体等と協働し、アカテガニ放仔観察会や、子どもたちが自然観察と干潟等の清掃活動を体験できる「こども小網代ボランティア」を実施するなど、源流から海までの流域がまるごと残されている小網代の森を環境学習の場として活用します。

第5章 推進体制と進行管理

1 推進体制

(1) 取組状況の把握と公表

- ・ 計画の取組状況について、エリアごとに主な取組状況などを把握し、県民に向け、分かりやすく公表します。

(2) 庁内の推進体制

- ・ 事業を所管する関係各課等を構成員とした庁内連携会議を設置し、庁内の情報共有や必要な調整などを行いながら取組を進めます。

(3) 市町村との連携体制

- ・ 連絡会議などの場を設け、生物多様性に関する取組事例や課題、対策など、生物多様性保全の推進に必要な情報交換などを行い、市町村と連携して取組を進めます。
- ・ 市町村の生物多様性地域戦略の策定、改定及び関連計画も含めた生物多様性の取組の推進に関して、必要に応じて個別の連携を検討します。
- ・ 鳥獣被害対策、外来生物対策等で、広域的な対応が必要な場合において、県と市町村が連携した取組を検討するとともに、専門的な取組が必要な場合は、市町村等へ技術的支援を行います。

(4) 計画の推進に関する検討会の設置

- ・ 学識者、市民団体等と計画の推進方法、進捗状況について情報交換・意見交換する検討会を設置し、助言や提案も得ながら取組を推進します。

(5) 生物多様性に関する情報共有の仕組み検討

- ・ 計画の推進に必要な生物多様性に関する情報を有する県・市町村等の機関や、外部研究機関等と情報を共有し、生物多様性保全の取組に活用できるしくみを検討します。

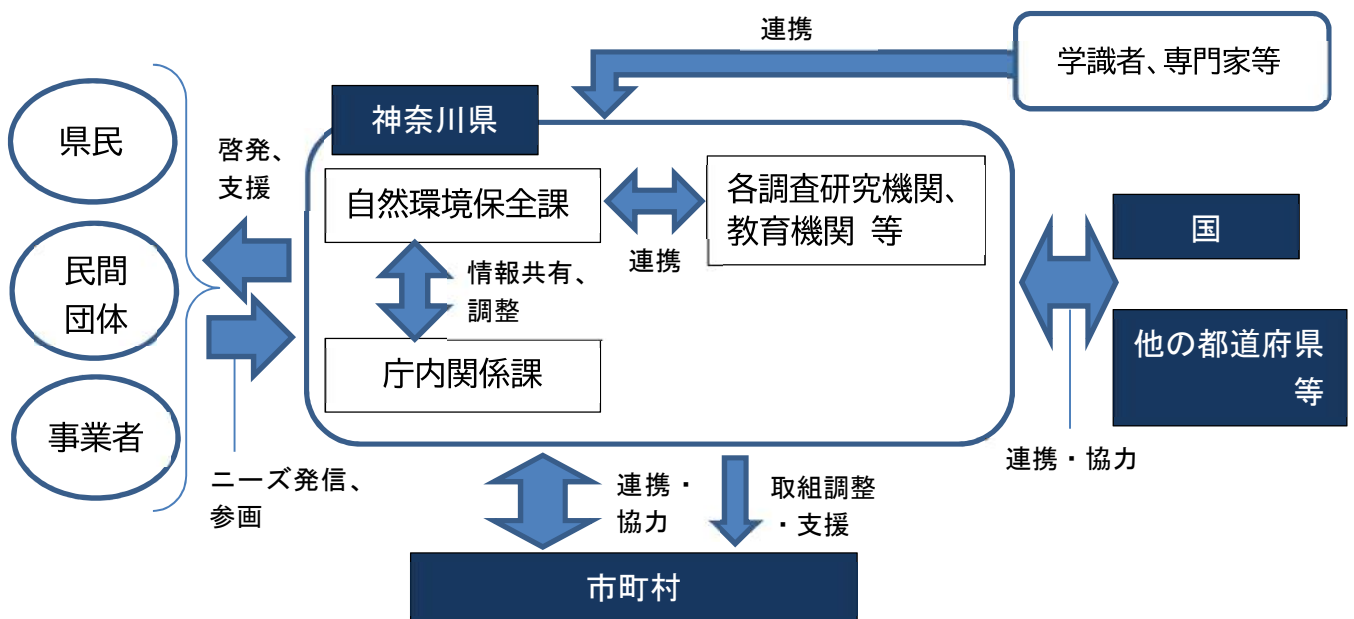


図 34 各主体の連携・協働のための推進体制

2 指標

生物多様性計画の指標について、計画が掲げる2つの目標に対して数値目標を設定してその達成度合いを示す指標（Key Performance Indicator 以下「KPI」という。）と、計画の推進に伴う状況変化を把握する、各計画項目に関連した個別指標（以下「個別指標」という。）の2系統で、計画の達成度と生物多様性に関する状況変化を把握します。

(1) KPI

本計画のKPIを2つの目標から設定し、達成度を把握し、取組の見直しにつなげていきます。

1つ目に「目標1 地域の特性に応じた生物多様性の保全」の土台として、多様な生物の生息・生育環境となる緑地等の保全・創出の推進が大切であることから、「県内の陸域及び内陸水域における生物多様性の保全が図られている面積の割合」を掲げます。

2つ目に、「目標2 生物多様性の理解と保全行動の促進」の成果として「生物多様性の保全につながる活動を実施している人の割合」を掲げます。

【KPI 1】		
県内の陸域及び内陸水域における生物多様性の保全が図られている面積の割合		
現状値	現状値（2022年）	目標値（2030年）
及び 目標値	32.13 % (77,643 ha)	32.20 % (77,800 ha)

〈目標設定の考え方〉

「昆明・モントリオール生物多様性枠組」の目標として、2030（令和12）年までに陸と海の30%以上を保全する30by30が掲げられました。

本県では、2022（令和4）年現在陸域及び内陸水域の32.14%が「生物多様性の保全が図られている面積」となっています。「生物多様性の保全が図られている面積」は、自然保護を目的とする法制度で守られる「保護地域」と、法制度以外の仕組みで守られる「OECM[※]」で構成されます。

しかし、これらの多くは丹沢や箱根などが中心で、県内全域をみると山麓の里地里山、丘陵やその周辺の谷戸、都市にモザイク状に存在する緑地や農地など、多様な主体により自主的に守っていきべき場所がまだまだあります。

そこで、県内の陸域及び内陸水域における生物多様性の保全が図られている面積の割合を数値目標として設定します。

〈現状値について〉

表4の「保護地域」と「OECM」の合計を、「県内の陸域及び内陸水域における生物多様性の保全が図られている面積」としています。一部、複数の保護地域が重なる地域があるため、重複する分の面積は除外します。

現状値の計算は、神奈川県面積（241,632 ha）のうち、「県内の陸域及び内陸水域における生物多様性の保全が図られている面積」が占める割合を算出しています。

[※]表4の「保護地域」は、『生物多様性国家戦略 2023-2030』において保護地域とされた、法律に基づき一定の開発・捕獲規制等などの行為が制限されている地域です。「OECM」は、保護地域以外で生物多様性保全に資する地域で、国の制度である「自然共生サイト」と、県の制度である「トラスト緑地」の合計としています。

表4 県内の陸域及び内陸水域における生物多様性の保全が図られている面積の内訳

保護地域名等		現状値
保護地域	自然公園	55,138 ha
	自然環境保全地域	11,236 ha
	鳥獣保護区	43,764 ha (他の保護区と重なっていない部分 9,479 ha)
	近郊緑地特別保全地区	852 ha
	特別緑地保全地区	822 ha
	保護林(国有林野事業)	1,306 ha (他の保護区と重なっていない部分 0 ha)
	緑の回廊(国有林野事業)	3,594 ha (他の保護区と重なっていない部分 0 ha)
OECM	自然共生サイト*	—
	トラスト緑地	116 ha
合計		77,643 ha

*環境省による自然共生サイトの認定は令和5年度開始

凡例:

- 自然公園
- 自然環境保全地域
- 鳥獣保護区
- 近郊緑地保全区域
- 特別緑地保全地区
- 歴史的風土保存区域
- トラスト緑地

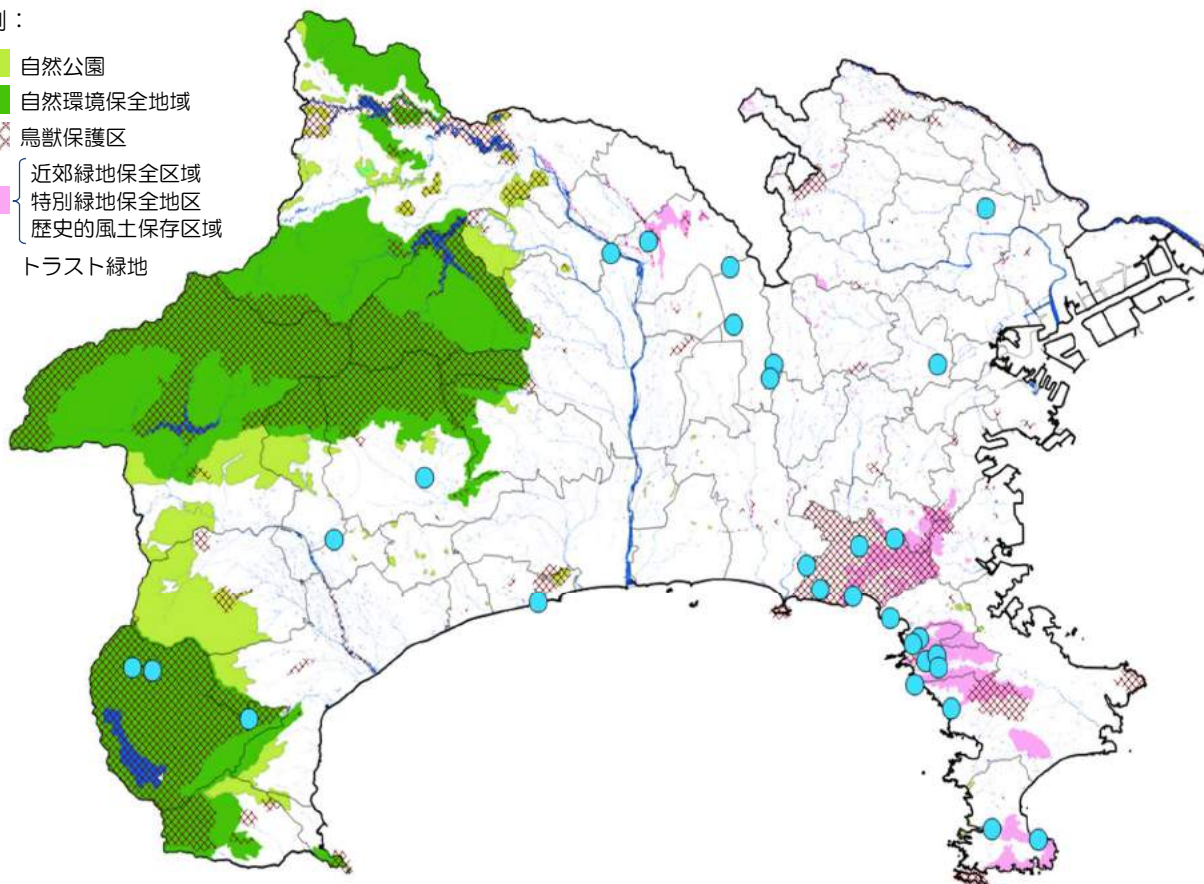


図35 ‘陸域及び内陸水域における生物多様性の保全が図られている地域’の現況図

[2023(令和5)年3月現在]

【KPI 2】

生物多様性の保全につながる活動を実施している人の割合

現状値 及び 目標値	現状値（2022年）	目標値（2030年）
	48.8%	60.0%

〈目標設定の考え方〉

県内の生物多様性の保全を推進していくためには、県民一人ひとりが生物多様性に配慮した商品やサービスを自らの意思で選択をしたり、生物多様性の保全のための行動をとるような社会を構築することが重要になります。

本県では、そのきっかけとなる生物多様性に関する情報の提供や体験、取組への支援を行っています。より多くの県民が生物多様性について理解し保全行動をとっている社会を目指して、生物多様性の保全につながる活動を実施している人の割合を数値目標として設定します。

〈現状値について〉

県内全域から無作為に抽出した調査対象者（令和4年度：1,277人）にアンケートを行い、表5の1～7の取組みや意識について、何らかの1つ以上選択している人を、「生物多様性の保全につながる活動を実施している人」としています。

現状値の計算は、全体の調査者数から「8 特にない」を選択した人と無回答者を除いた人数を「生物多様性の保全につながる活動を実施している人」として、全体の調査者数に占める割合を算出しています。

表5 指標に関する「県民ニーズ調査」の設問と選択肢

問：生物多様性を保全するために日頃から心がけていること、実践していることはありますか。 (〇はいくつでも)		
選択肢		令和4年度調査結果 (n=1277)
1	生態系に配慮した農畜水産物*1の購入	202件
2	生物多様性保全に取り組む企業*2の製品の購入	144件
3	身近な自然を生物多様性の視点で考える	367件
4	生物多様性に関する記事や広告に目を留める	249件
5	生物多様性を保全する活動に参加する	32件
6	家族や友人と生物多様性保全の話をする	102件
7	その他	15件
8	特にない	626件
-	無回答	28件

(選択肢に出てくる用語の説明)

- * 1 生態系に配慮した農畜水産物 とは、環境保全型農業や有機畜産により生産された農畜産物、持続可能な漁業による水産物であり、例えば有機 J A S 認証やエコファーマーマーク、海のエコラベルがついた製品が挙げられます。
- * 2 生物多様性保全に取り組む企業 とは、製品製造時に環境負荷軽減に配慮したり、清掃や植林などの保全活動を継続して実施したりしている企業のことをいいます。今や 75 %の企業が経営方針に生物多様性保全の概念を盛り込んでおり、自社ホームページなどで活動を公開しています。

* 令和 4 年度県民ニーズ調査（第 2 回課題調査）で設定していた選択肢「責任あるペットの飼育」は、生物多様性保全のために必要な行動ではあるものの、単にペットを飼育しているだけでも該当することから、現状値を算出する際には「責任あるペットの飼育」のみを選択した人は、「特にない」として計算をしております。

(2) 個別指標

生きものの生息・生育環境の質や量を表す数値、生物多様性に関する県民の理解や保全行動の状況を表す数値を中心に次のとおり個別指標として設定し、その変化を継続して把握し、取組の見直しにつなげていきます。

表6 個別指標一覧

区分	個別指標
地域の特性に応じた生物多様性の保全	1 自然共生サイトの認定数
	2 水源の森林づくり事業で行った森林整備の延べ面積（累計）
	3 丹沢山地における林床植生の状況
	4 野生鳥獣（ニホンジカ、ニホンザル、イノシシ）による農作物被害額
	5 県内で定着が確認された特定外来生物の種数
	6 里地里山認定協定活動の面積
	7 河川の水質環境基準（BOD）の達成率
	8 湖沼及び海域の水質環境基準（COD）の達成率
	9 地域戦略を策定した県内の市町村の割合
生物多様性の理解と保全行動の促進	10 生物多様性の言葉の認知度
	11 生物多様性情報サイトのアクセス数
	12 里地里山の保全活動に取り組んだ人数
	13 小網代の森の年間利用者数
	14 県が実施する研修会、観察会等の参加人数

【個別指標1】自然共生サイトの認定数

国が認定する自然共生サイトは、野生生物の生息・生育環境や緑地間の移動空間として機能するとともに、多様な主体による生物多様性保全活動の拠点としても機能します。そのため、県内の生物多様性保全の状況を把握するための指標として、県内企業、民間団体、自治体等が申請した件数を用います。

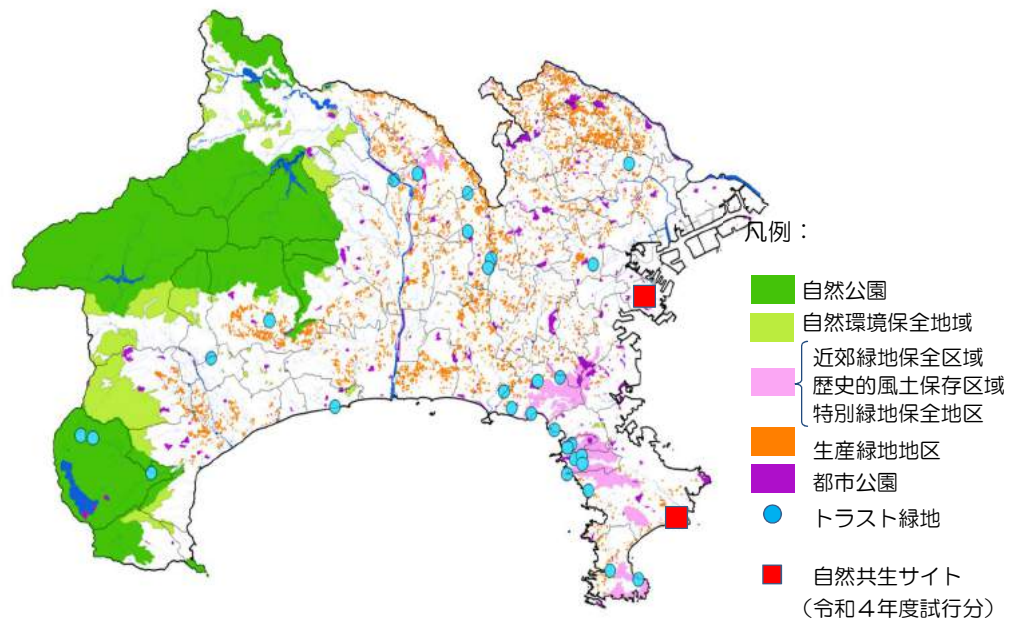
現状値

—（申請受付及び認定は令和5年度開始*）

* 令和5年度以降の認定数を対象とします。なお、国が令和4年度に自然共生サイトの認定の試行をしており、県内では2件申請がありました。

主なエリア

全てのエリア



【個別指標2】水源の森林づくり事業で行った森林整備の延べ面積(累計)

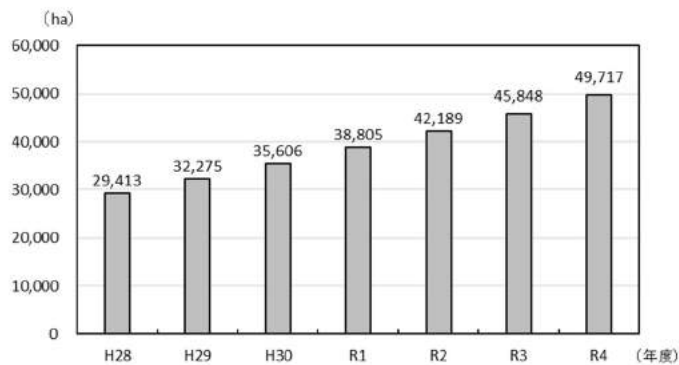
人工林は、人の手により間伐等の管理を行わないと、林内の光環境が悪化するため、下層植生が減り、表土が不安定になることで土壌流出が進み、生物多様性の劣化につながります。

そこで、間伐等の森林整備を進め、下層植生の回復を図るほか、階層構造の発達した森林の育成を進めることで、公益的機能の高い森林づくりに取り組んでいます。

人工林における生物多様性の保全に資する取組状況を把握するための指標として、水源の森林づくり事業によって、公的管理・支援等を行って整備された私有林の、事業開始（平成9年度）からの延べ面積を用います。

令和5年3月現在：49,717ha

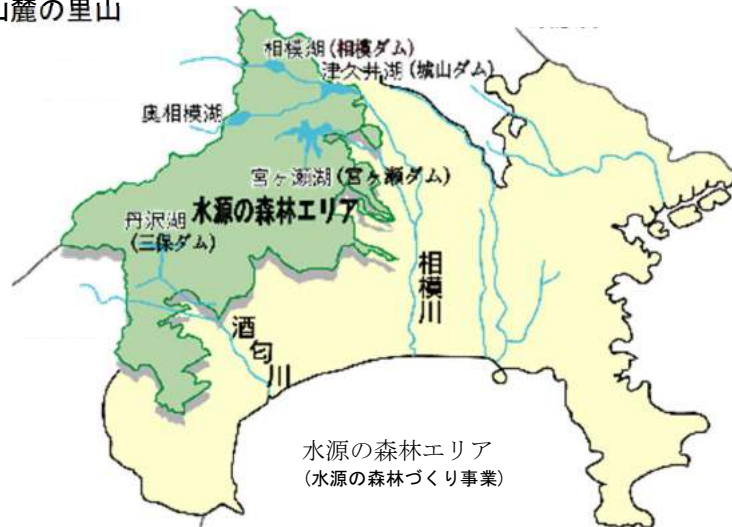
現状値



毎年着実に森林整備を進め、水源かん養などの公益的機能の高い森林づくりが進んでいます。

主なエリア

丹沢、箱根 山麓の里山



森林の整備（左：山北町皆瀬川、右：清川村煤ヶ谷）

【個別指標3】丹沢山地における林床植生の状況

ニホンジカの採食圧等により林床植生が衰退し、裸地化すると、土壌流出が進み、自然生態系の劣化とともに生物多様性の低下につながります。

本県では、丹沢山地における植生回復のための各取組みを進めていますが、自然生態系の回復には非常に長い時間を要することから、まず林床植生を回復させて土壌流出を抑制する必要があります。

県ニホンジカ管理計画では、林床植生の回復状況を評価するための指標として、定点調査地点における林床植生の植被率を定期的に把握しています。

丹沢エリアの生物多様性保全状況を把握するための指標として、この林床植生の植被率の調査結果を用います。

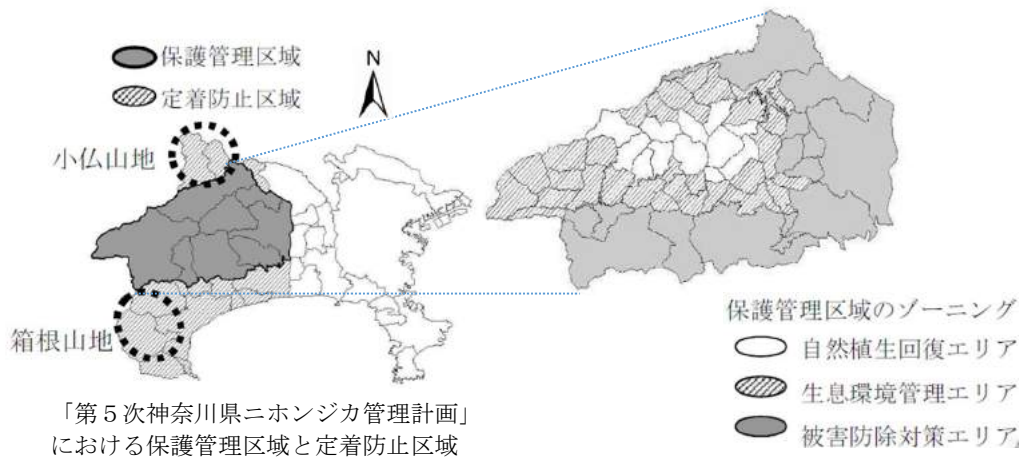
現状値

「第5次神奈川県ニホンジカ管理計画」 における保護管理区域のエリア	平成28～令和2年度調査結果*
自然植生回復エリア 林床植生を早急に回復させるエリア	林床植生の植被率が50%以上の地点数 / 調査地点数 15 地点 / 25 地点
生息環境管理エリア シカの主な生息域と位置づけたエリア	林床植生の植被率が25%以上の地点数 / 調査地点数 9 地点 / 27 地点

* 左記のエリアを含む72の調査地点を5年間(毎年14か所程度)かけて調査するため、次の調査結果は令和3～7年度の予定です。

主なエリア

丹沢



植生保護柵



更新木調査

【個別指標4】 野生鳥獣(ニホンジカ、ニホンザル、イノシシ)による農作物被害額

野生鳥獣による農作物被害は、農業、里地里山の人々の活動の衰退につながります。それによる農地や二次林等の荒廃は、里地里山環境を好む生物の減少につながると考えられます。

本県では、人と野生鳥獣との棲み分けに向けた取組等を進めており、棲み分けの状況を把握するための指標として、野生鳥獣による農作物被害額を用います。

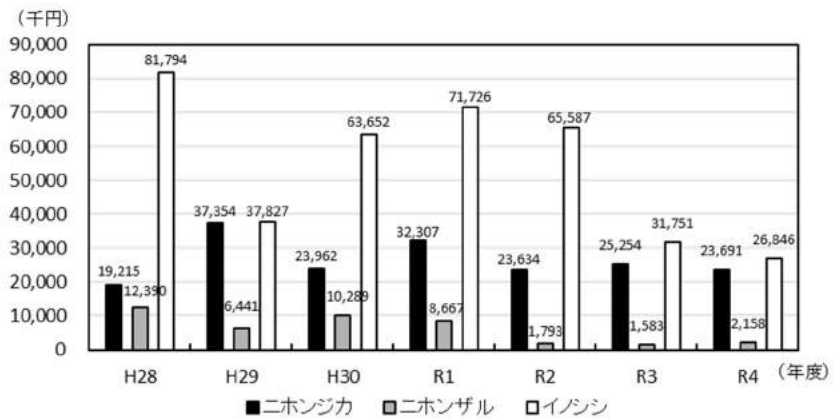
現状値

令和4年度：

ニホンジカ
23,691 千円

ニホンザル
2,158 千円

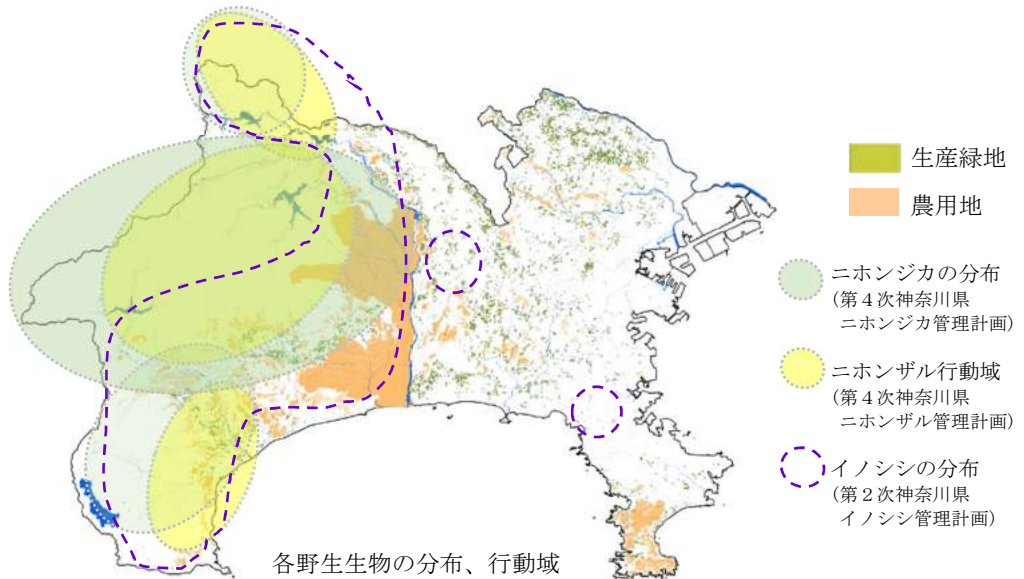
イノシシ
26,846 千円



農作物被害額について、年によって増減はありますが、ニホンザル及びイノシシは、それぞれ平成30年度、令和元年度以降減少傾向となっています。

主なエリア

丹沢、箱根、山麓の里山、(都市・近郊、三浦半島)



【個別指標5】 県内で定着が確認された特定外来生物の種数

外来生物の侵入は、生態系に様々な影響を与え、生物多様性の劣化につながります。

外来生物の中でも、特に生態系被害や人的被害、農林水産被害を及ぼすものは、外来生物法により特定外来生物に指定されており、県内での定着を防ぐために、侵入初期の対応が大切です。

県内における外来生物の侵入及び定着状況を把握するための指標として、国立環境研究所侵入生物データベースによる、県内で定着が確認された特定外来生物の種数を用います。

現状値

令和5年7月現在：25種

分類群	種名	分類群	種名
哺乳類	ハリネズミ属	昆虫類	アカボシゴマダラ
	アライグマ		アルゼンチンアリ
	クリハラリス	クモ形類	ハイイロゴケグモ
オオカナダガン	セアカゴケグモ		
鳥類	ガビチョウ	甲殻類	アメリカザリガニ
	カオグログビチョウ	植物	ボタンウキクサ
	ソウシチョウ		オオキンケイギク
爬虫類	スウィンホーキノボリトカゲ		オオハンゴンソウ
	ミシシippiaカミミガメ		オオカワヂシャ
両生類	ウシガエル		オオフサモ
魚類	カダヤシ		アレチウリ
	ブルーギル		ナガエツルノゲイトウ
	オオクチバス		

国立環境研究所侵入生物データベースの検索（令和5年7月1日現在）で県内での分布を確認した種名を記載]

【個別指標6】里地里山認定協定活動の面積

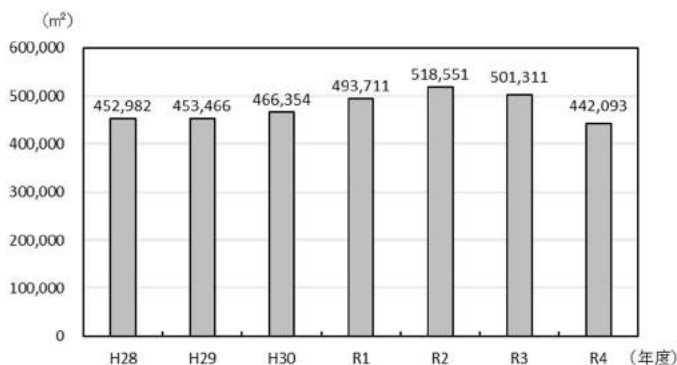
里地里山は、農林業の生産の場としてだけでなく、良好な景観や、災害防止、伝統的な生活文化の伝承など、多面的な機能を有しています。また、さまざまな動植物の生息・生育場所となり、自然を豊かにする役割も担っています。

本県では里地里山の保全、再生及び活用を促進するための条例を施行し、それに基づいて、里地里山保全等地域の選定及び里地里山活動協定の認定を行っています。

県内の里地里山の保全状況を把握するための指標として、里地里山認定協定活動の面積を用います。

現状値

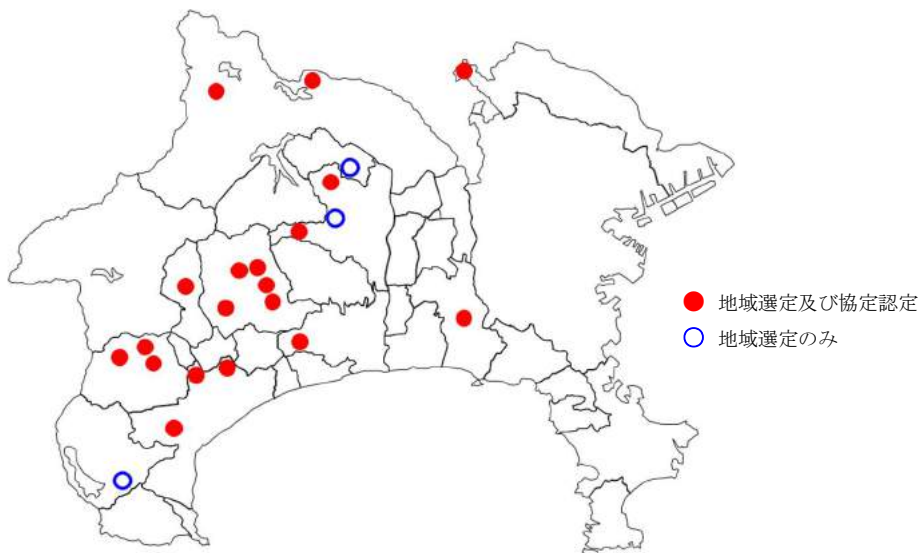
令和5年3月現在：442,093 m²



平成28年度から令和2年度までは里地里山保全等地域の選定及び新規の活動団体の認定に伴って増加傾向にありますが、令和3、4年度は新規の認定が無く、協定の変更等により前年度から減少しました。

主なエリア

山麓の里山、都市・近郊、（三浦半島）



里地里山等保全地域分布図
(神奈川県里地里山の保全、再生及び活用の促進に関する条例)

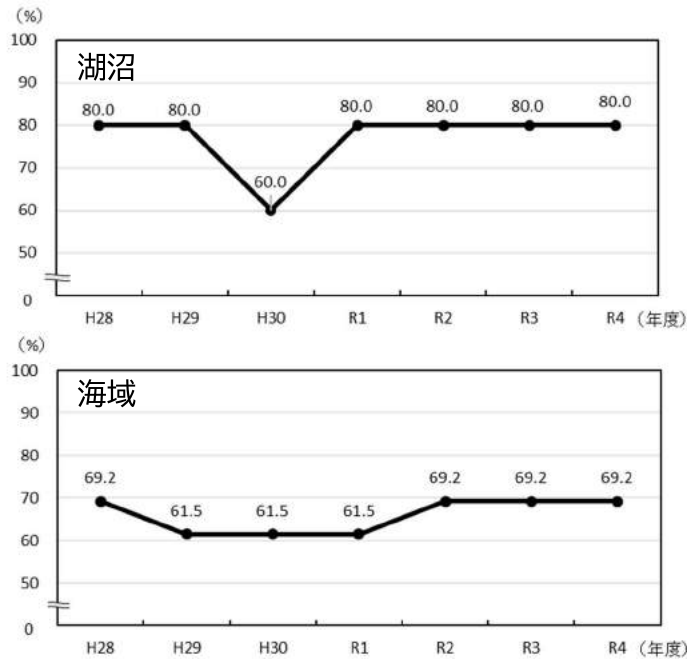
【個別指標8】湖沼及び海域の水質環境基準(COD)の達成率

きれいな水を好む水生生物は、高い酸素濃度を必要としますが、工場・事業場排水、生活排水、畜産排水等由来の有機物により水質が汚濁すると、微生物が有機物を分解する際に酸素を使用するため、水中の酸素量が減って生息できなくなり、水域の生態系全体に影響します。

海水や湖沼水質の有機物による汚濁状況を測る代表的な指標である「COD(化学的酸素要求量)」を用いて、県内の湖沼5水域、海域13水域で国や市と共同で実施した水質測定の結果について環境基準の達成率を指標とします。

現状値

令和4年度
湖沼:80.0%
海域:69.2%



湖沼、海域ともCODの環境基準達成率は、ほぼ横ばいで推移しています。湖沼で非達成となった芦ノ湖は、自然環境保全の目的から最も厳しい基準となっています。海域は東京湾において非達成箇所が認められます。

主なエリア

湖沼及び海域



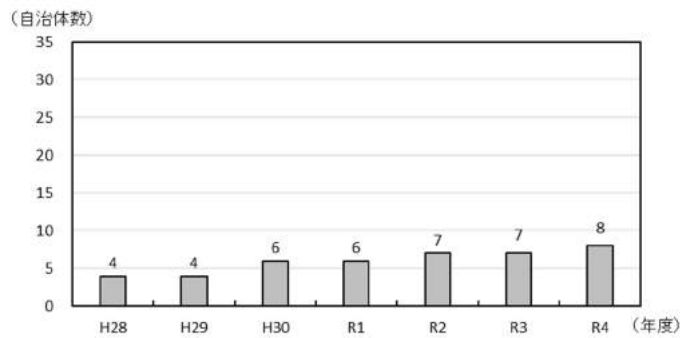
【個別指標9】 地域戦略を策定した県内の市町村の割合

地域ごとに自然的条件や人口、産業集積などの社会的条件はさまざまであり、自然環境と人の関わり方が異なるため、地域の実情に合わせて生物多様性の保全を推進することが大切です。そのため、県は市町村と連携した生物多様性保全を進めると共に、より多くの市町村で生物多様性地域戦略が策定されるよう、技術的助言等により協力していきます。

地域に根差した生物多様性保全の取組状況を把握するための指標として、県内 33 市町村のうち、生物多様性地域戦略策定済の自治体数の割合を用います。

現状値

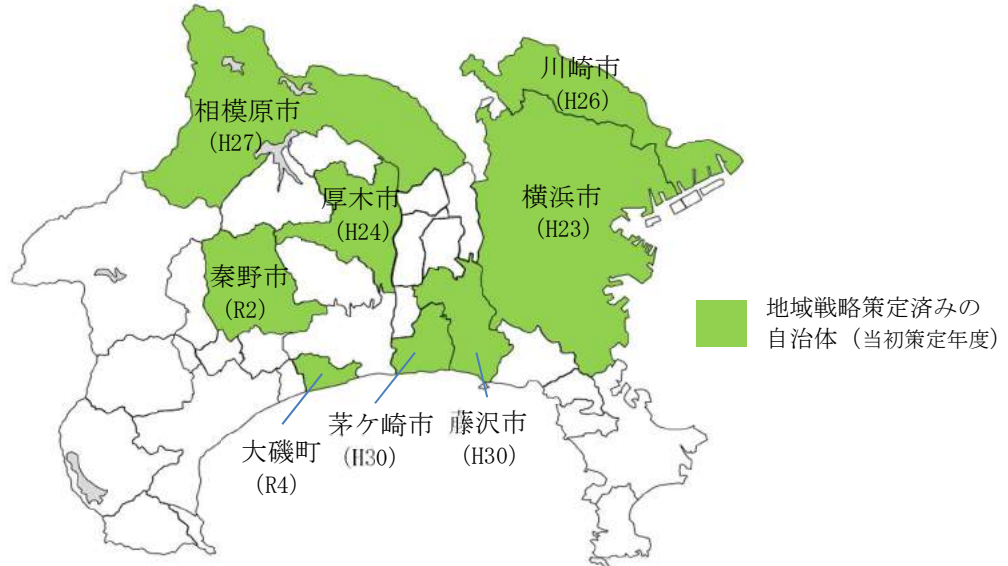
令和 5 年 3 月現在 : 24. 24% (8 市町/33 市町村)



地域戦略を策定した県内の市町村の割合は、平成 28 年度以降少しずつ増加しています。

主なエリア

全エリア



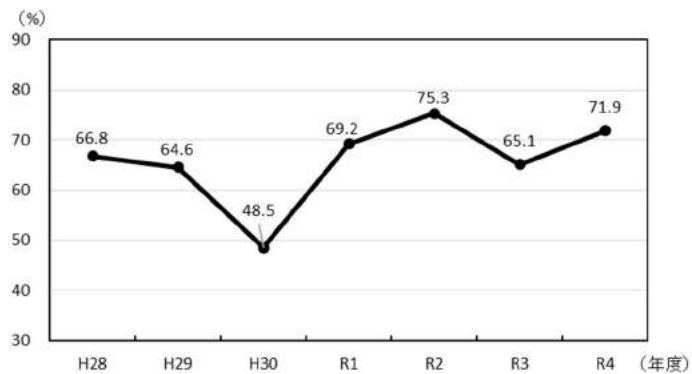
【個別指標10】 生物多様性の言葉の認知度

生物多様性の保全を推進するためには、県民一人ひとりが生物多様性についての理解を深め、日常の活動において保全のための行動をとることが必要です。そのためには、「生物多様性」という言葉が広く県民に認知されることが重要になります。

生物多様性の理解状況を把握するための指標として、県民ニーズ調査の設問「『生物多様性』の言葉の意味を知っていますか。」の回答者のうち、「言葉の意味を知っている」と「言葉を聞いたことがある」を選択した人の割合を用います。

現状値

令和4年度：71.9%



生物多様性の言葉の認知度は、令和元年度以降70%前後で推移しています。

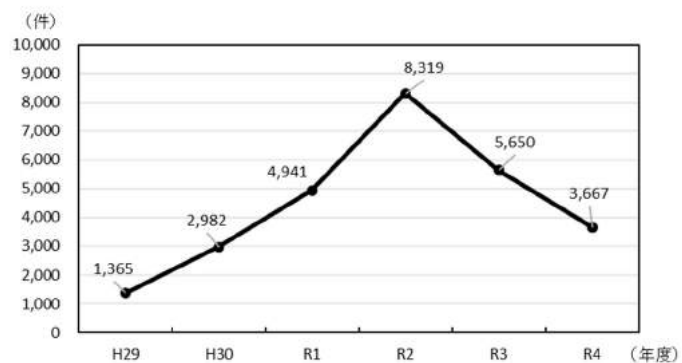
【個別指標11】 生物多様性情報サイトのアクセス数

県民や事業者、行政などの様々な活動主体による生物多様性保全の行動を促進するため、県は生物多様性に関する様々な情報を収集し、ホームページ「かながわ生物多様性情報サイト」において情報発信しています。

様々な活動主体による生物多様性に関する情報収集状況を把握するための資料として、「かながわ生物多様性情報サイト」トップページの年間アクセス数を指標とします。

現状値

令和4年度：3,667件



平成29年度にサイトを立ち上げ後、令和2年度まではアクセス数が増加傾向にありますが、それ以降は減少傾向にあります。

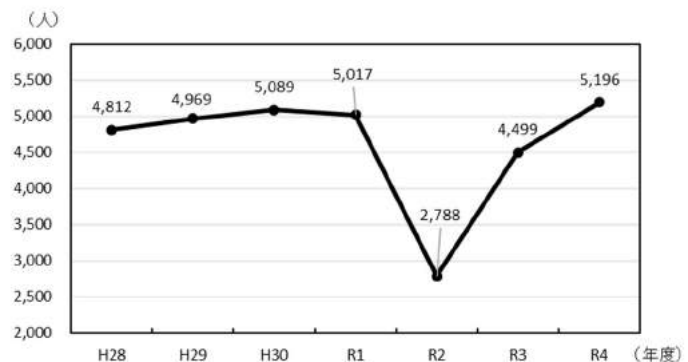
【個別指標12】里地里山の保全活動に取り組んだ人数

里地里山の生物多様性は、地域の自然を活かした農林業等の営みや人々の暮らし、都市住民や企業・学校など多様な主体も巻き込んだ取組などを通じて保たれてきたものであり、こうした地域の主体的な取組が重要となります。

生物多様性保全につながる里地里山における保全活動状況を把握するための指標として、里地里山の保全活動に取り組んだ人数を用います。

現状値

令和4年度：5,196人



平成29年度以降は5,000人前後で推移しています。
令和2、3年度は新型コロナの影響で農業体験等の保全活動イベントが開催できず、取組人数が少なくなっています。

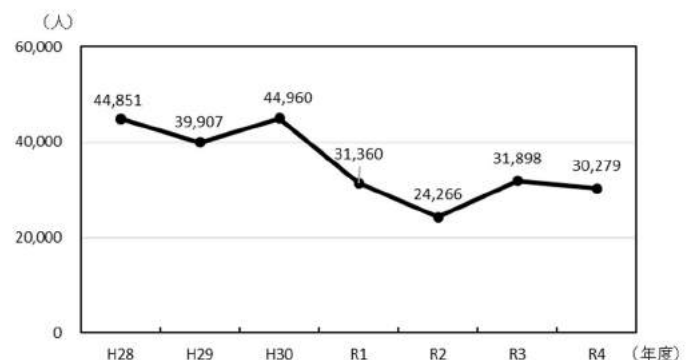
【個別指標13】小網代の森の年間利用者数

小網代の森は、本県のトラスト緑地のうち一般開放している数少ない緑地であり、広く環境学習の場として活用されています。実際に自然にふれあい、生きものの生態や面白さを実感することが、生物多様性のより深い理解につながります。

生物多様性の理解促進に向け、実際の自然とのふれあい状況を把握するための指標として、小網代の森の年間利用者数を用います。

現状値

令和4年度：30,276人



令和元年度以降は利用者数がやや減少して3,000人前後で推移しています。
令和2、3年度は新型コロナの影響で閉鎖していた時期がありますが、感染症の発生動向をみながら対策を実施した上で解放しました。

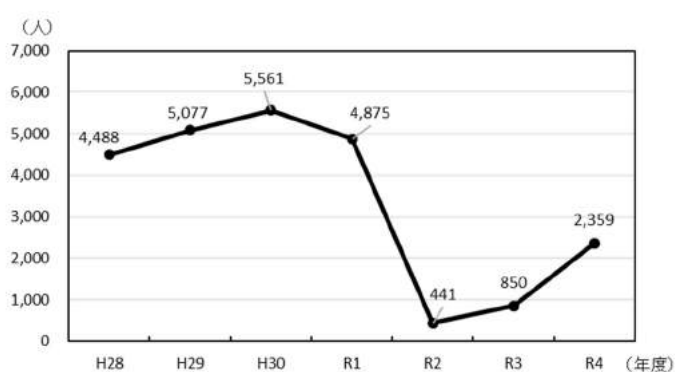
【個別指標14】県が実施する研修会、観察会等の参加人数

県では、博物館やビジターセンターなどにおいて、県民向けに生物多様性の保全や自然のしくみなどに関する講座、自然観察会などを開催しています。県民は研修会、観察会等に参加することで、生物多様性に係る理解や関心が深まります。

生物多様性の理解促進に向けた県民の学習状況を把握するための指標として、自然環境保全センター、環境科学センター及び生命の星・地球博物館において実施する研修会、観察会等の参加人数を用います。

現状値

令和4年度：2,359人



令和元年度までは概ね5,000人前後で推移しています。
令和2～4年度は新型コロナの影響で各種イベントが開催できず、参加人数が少なくなっています。

資料 かながわ生物多様性計画の取組の所管課一覧

章 項目	エリア区分又は取組の項目	
	主な取組	所管課
1 県土のエリアに即した取組	(1) 丹沢エリア	
	ブナ林等自然林の保全・再生対策の推進	水源環境保全課、自然環境保全課、自然環境保全センター
	地域特性に応じた森林整備の推進	水源環境保全課、森林再生課
	ニホンジカの管理	自然環境保全課、自然環境保全センター、水源環境保全課
	自然公園の適正利用の推進	自然環境保全課、自然環境保全センター、水源環境保全課
	(2) 箱根エリア	
	自然公園の適正利用の推進	自然環境保全課、自然環境保全センター
	地域特性に応じた森林整備の推進	水源環境保全課、森林再生課
	ニホンジカ・ニホンザルの管理	自然環境保全課、自然環境保全センター
	(3) 山麓の里山エリア	
	里地里山の保全等の促進	農地課
	農業の有する多面的機能の発揮の促進	農地課、農業振興課、農業技術センター
	野生鳥獣との棲み分け	自然環境保全課、自然環境保全センター
	地域特性に応じた森林整備の推進	水源環境保全課、森林再生課
	自然公園の施設整備の推進	自然環境保全課、自然環境保全センター
	都市公園の整備の推進	都市公園課
	(4) 都市・近郊エリア(多摩丘陵・相模野台地)	
	都市公園の整備及び適切な管理運営	都市公園課
	トラスト制度などによる緑地の保全	自然環境保全課
	里地里山の保全等の促進	農地課
	農業の有する多面的機能の発揮の促進	農地課、農業振興課、農業技術センター
	アライグマ防除対策の推進	自然環境保全課
	(5) 三浦半島エリア	
	地域制緑地やトラスト制度による緑地の保全	自然環境保全課、都市公園課
	都市公園の整備及び適切な管理運営	都市公園課
	地域資源を生かした自然とのふれあいの推進	自然環境保全課、都市公園課、農地課、水産課
	農業の有する多面的機能の発揮の促進	農地課、農業振興課、農業技術センター
アライグマ防除対策等の推進	自然環境保全課	

	(6) 河川・湖沼及び沿岸エリア	
	自然環境に配慮した川づくり	河港課、水源環境保全課
	総合的な土砂管理と海岸の保全	河港課
	沿岸域の環境保全と持続可能な水産業の推進	水産課、環境課
	水域の生態系保全に関する調査研究	水産課、水産技術センター
2	(1) 野生鳥獣との共存を目指した取組	
	野生鳥獣との棲み分け	自然環境保全課、自然環境保全センター
	ニホンジカ・ニホンザルの管理	自然環境保全課、自然環境保全センター
	(2) 外来生物の監視と防除	
	自然環境保全課	
	(3) 法令・制度等を通じた生態系の保全	
	緑地等を保全する制度の活用	自然環境保全課（保安林、都市公園、生産緑地地区は、それぞれ水源環境保全課、（都市公園課）、（農地課））
	緑の基本計画による生態系の保全	自然環境保全課、都市公園課
	(4) 生物多様性への負荷を軽減する取組	
	神奈川県土地利用調整条例に基づく適切な開発調整	土地水資源対策課
	神奈川県環境影響評価条例に基づく環境影響評価	環境課
	みどりの協定実施要綱に基づく開発時の緑地面積の確保	自然環境保全課
環境保全型農業の推進	農業振興課、農業技術センター	
水産資源の適切な管理の推進	水産課、水産技術センター	
3	(1) 生物多様性の保全の基盤となる情報の収集と発信	
	生物多様性に関する情報サイトの整備	自然環境保全課
	生きものの生息・生育基盤情報の収集と活用	自然環境保全課、自然環境保全センター、生命の星・地球博物館
	(2) 多様な主体による取組の促進	
	生物多様性への配慮・保全活動情報の収集と活用	自然環境保全課
	県民、企業、市町村等による講座等への支援	自然環境保全課
	かながわのナショナル・トラスト運動の推進	自然環境保全課
	県民参加による自然環境保全活動の推進	自然環境保全課、自然環境保全センター、水源環境保全課
	マイエコ10（てん）宣言の普及を通じた保全行動の促進	環境課
	(3) 環境学習・教育の推進	
	学校における環境学習・教育の推進	高校教育課、子ども教育支援課、特別支援教育課、総合教育センター、環境課
	地域における環境学習・教育の推進	自然環境保全課、自然環境保全センター、生命の星・地球博物館、環境科学センター
小網代の森における自然観察会などの実施	自然環境保全課	

※ 調整中（50音順・表形式で掲載予定）

- ・赤潮
- ・アライグマ
- ・磯焼け
- ・遺伝的なかぐ乱
- ・エコロジカルネットワーク
- ・OECM
- ・外来生物
- ・外輪山
- ・火口原湖
- ・かながわのナショナル・トラスト運動
- ・神奈川県レッドデータブック
- ・環境保全型農業
- ・環境要素
- ・クリハラリス
- ・溪畔林
- ・県営林
- ・公益的機能
- ・在来生物
- ・市街化調整区域
- ・自然を活用した解決策（NbS）
- ・条件付特定外来生物
- ・植生遷移
- ・水源かん養機能
- ・生態系
- ・多自然川づくり
- ・多面的機能
- ・地域制緑地
- ・特定外来生物
- ・土砂移動の特性
- ・都道府県広域緑地計画
- ・トラスト制度
- ・二次林
- ・ニホンザル西湘地域個体群
- ・ネイチャーポジティブ
- ・ビオトープ
- ・富栄養化
- ・マイエコ10（てん）宣言
- ・ミレニアム生態系評価
- ・藻場
- ・林床植生
- ・レッドリスト
- ・ワンヘルス